

# 平成 25 年度 第 2 回大台ヶ原の利用に関する協議会 次第

日時：平成 26 年 2 月 27 日（木）

13：00～15:00

場所：上北山村振興センター 3 階（上北山村役場内）

（奈良県吉野郡上北山村大字河合 330 番地）

## 1. 挨拶

## 2. 議事

- （1）前回協議会における論点
- （2）平成 25 年度西大台利用調整地区の運用結果および平成 26 年度の運用計画について（環境省近畿地方環境事務所）
- （3）大台ヶ原周回線歩道（東大台）の歩道補修について（環境省近畿地方環境事務所）
- （4）西大台利用調整地区の区域について（環境省近畿地方環境事務所）
- （5）大台ヶ原における標識・パンフレット等の多言語化について（環境省近畿地方環境事務所）
- （6）東大台における携帯トイレブース等の設置に関する検討について（環境省近畿地方環境事務所）
- （7）その他

## 配布資料一覧

- 次第
- 出席者名簿
- 配席表
- 大台ヶ原の利用に関する協議会設置要綱

資料 1 平成 25 年度西大台利用調整地区の運用結果概要

資料 2 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画（案）

資料 3 平成 26 年度西大台利用調整地区の運用計画（案）

資料 4 大台ヶ原周回線歩道（東大台）の歩道補修について

資料 5 西大台利用調整地区の区域設定について

資料 6 大台ヶ原における標識・パンフレット等の多言語化について

資料 7 東大台における携帯トイレブース等の設置に関する検討について

資料 8 平成 25 年度 第 1 回大台ヶ原の利用に関する協議会議事概要

## 出席者名簿

国土交通省近畿運輸局	(ご欠席)
林野庁近畿中国森林管理局	三重森林管理署 舩坂 浩史 地域林政調査官
奈良県地域振興部	南部振興課 上田 一仁 参事
奈良県くらし創造部景観・環境局	自然環境課 深見 昭一 係長 福嶋 啓一 主任技能員
奈良県県土マネジメント部	道路管理課 (ご欠席) 吉野土木事務所用地・管理課 南 雅也 係長 吉野土木事務所上北・下北復旧復興課 松岡 敏郁 係長
奈良県警察吉野警察署	生活安全課 丸瀬 康治 警部 (課長) 河合駐在所 鍵谷 和宏 警部補 (係長)
三重県農林水産部	みどり共生推進課 真弓 伸郎 班長
上北山村	建設産業課 遠藤 学 主幹
川上村	地域振興課 松本 勝典 主任
大台町	産業課 寺添 幸男 課長
上北山村議会	新谷 五男 経済委員長
上北山村観光協会 上北山村区長会	更谷 昌美 会長
上北山村漁業協同組合	(ご欠席)
上北山村商工会	中谷 守孝 会長
上北山村山岳救助隊	(ご欠席)
奈良県猟友会上北山支部	新谷 五男 副支部長 久米 毅
(財) グリーンパークかわかみ	(ご欠席)
特定非営利活動法人 大杉谷自然学校	(ご欠席)

奈良県勤労者山岳連盟	由良 行基周 自然保護委員長
奈良県山岳連盟	藤本 直民 理事長
三重県山岳連盟	門山 信男 理事長
大阪府山岳連盟	(ご欠席)
近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部	大阪輸送統括部運輸部事業課 西中 正則
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通株式会社	乗合事業部 布田 尚弘
公益社団法人 日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	(ご欠席)
大台ヶ原パークボランティアの会	(ご欠席)
ワーク21上北山	(ご欠席)
吉野きたやま森林組合	森岡 哲也 専務
一般社団法人 心湯治館	城内 勲 代表理事
自然を返せ！関西市民連合	田村 義彦
大台・大峯植生談話会	横田 岳人
環境省近畿地方環境事務所	田村 省二 統括自然保護企画官 藤井 好太郎 国立公園・保全整備課長 川上 正重 国立公園・保全整備課長補佐 柳澤 暁 整備計画専門官 坪倉 真 用地・国有財産専門官
吉野自然保護官事務所	七目木修一 自然保護官 小川 遙 自然保護官補佐
大台ヶ原ビジターセンター	株式会社環境総合テクノス 樋口 高志 福嶋 千草

<事務局>

(株)スペースビジョン研究所	宮前 洋一 代表取締役 岡崎 拓哉
----------------	----------------------

## 大台ヶ原の利用に関する協議会設置要綱

### (名称)

1. この会議は、「大台ヶ原の利用に関する協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

2. 協議会は、大台ヶ原の良好な自然環境を保全しつつ国立公園として持続可能な利用及び西大台利用調整地区の適切な管理運営を実施していくため、関係者の合意形成を行うとともに連携・協働を図ることを目的とする。

### (協議事項)

3. 協議会は、2. の目的に沿って、次に掲げる事項を協議する。

- ①大台ヶ原の利用の適正化及び活性化に関する事項
- ②大台ヶ原の公共交通機関の利用促進に関する事項
- ③大台ヶ原における適正なガイドサービスの提供に関する事項
- ④西大台利用調整地区の管理運営に関する事項

### (構成等)

4. (1) 協議会は、それぞれの役割に応じて、協議会の目的の達成に努めようとする機関（以下「構成機関」という。）であって、別表に定める構成機関で構成する。

(2) 構成機関は、これに属する複数の者を構成員として協議会に出席させることができる。

(3) 協議会は、専門的な助言を得るために、協議会に構成員以外の専門家や関係機関の出席を求めることができる。

### (会長)

5. (1) 協議会に、会長を置く。

(2) 会長は、近畿地方環境事務所長が務める。

(3) 会長は、協議会を統括するほか、協議会の議事を進行する。

(4) 会長は、自ら協議会に出席することができない場合は、あらかじめ、協議会の議事進行にあたる会長代理を指名することができる。

### (部会)

6. (1) 協議会に、協議会の効率的運営を図るため、協議会の合意により部会を置くことができる。

(2) 部会は、会長が協議会の意見を聴き、指名した者をもって組織する。

(3) 協議会から付託があった事項について、部会の決定をもって、協議会の決定とすることができる。

(4) 部会は、専門的な助言を得るために、部会に構成員以外の専門家や関係機関の出席を求めることができる。

(事務局)

7. 協議会の事務局は、近畿地方環境事務所が行う。

(改正)

8. この要綱は、構成員の発議により、協議会での合意を得て改正することができる。

平成25年 1月25日 施行

平成25年 3月19日 別表改正

平成25年12月 9日 別表改正

## 別表

構成機関	担当
環境省近畿地方環境事務所	国立公園・保全整備課
国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局	運輸企画専門官
林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	
奈良県くらし創造部景観・環境局	自然環境課
奈良県地域振興部	南部振興課
奈良県県土マネジメント部	道路管理課 吉野土木事務所
奈良県警察吉野警察署	
上北山村山岳救助隊	
上北山村	建設産業課
川上村	地域振興課
三重県農林水産部	みどり共生推進課公園管理グループ
大台町	産業課
上北山村議会	経済常任委員会
上北山村観光協会	
上北山村区長会	
上北山村漁業協同組合	
上北山村商工会	
財団法人 グリーンパークかわかみ	
特定非営利活動法人 大杉谷自然学校	
奈良県勤労者山岳連盟	
奈良県山岳連盟	
近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部	大阪輸送統括部運輸部事業課
奈良県タクシー協会	
奈良交通株式会社	葛城営業所(吉野支所)
公益社団法人 日本山岳会関西支部	
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	
大台ヶ原パークボランティアの会	
ワーク21上北山	
吉野きたやま森林組合	
一般社団法人 心湯治館	
奈良県猟友会 上北山支部	
自然を返せ！関西市民連合	
大台・大峯植生談話会	
三重県山岳連盟	
大阪府山岳連盟	

## 前回協議会 (H25. 12. 9) における論点

### 1. 大台ヶ原山上駐車場周辺における交通混雑への対応について

- ・ 駐車場への交通誘導員の配置について
- ・ ドライブウェイ路肩の利用について
- ・ マイカー規制について

### 2. 大台ヶ原周回線歩道（東大台）の歩道補修について

- ・ 業者選定について
- ・ 補修計画における工法について

### 3. 西大台利用調整地区の区域について

- ・ 千石嵩周辺区域における境界線の変更について

### 4. 大台ヶ原に関する取り組みの提案

- ・ 大台ヶ原における標識・パンフレット等の多言語化について
- ・ 東大台における携帯トイレブース等の設置に関する検討について

## 平成 25 年度西大台利用調整地区の運用結果概要

### 1. 利用調整の概要

---

#### (1) 利用調整を行った期間

平成 25 年 4 月 25 日（木）から 11 月 30 日（土）まで（220 日間）

※県道大台ヶ原公園川上線（大台ヶ原ドライブウェイ）の開通期間

この期間は事前に申請をして認定を受けた者のみ西大台への立入りが可能

#### (2) 1 日あたりの立入り可能な人数の上限

・利用集中期の土日祝日 : 100人

・利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日 : 50人

・上記以外の平日 : 30人

※利用調整地区内での行動は 1 グループ 10 人以内。

#### (3) 利用集中期（カレンダー参照）

過去の利用実態に基づき、以下の期間を利用集中期として設定（計 107 日）。

・春期：平成 25 年 4 月 25 日（木）から 6 月 16 日（日）まで

・夏期：平成 25 年 8 月 10 日（土）から 8 月 18 日（日）まで

・秋期：平成 25 年 9 月 21 日（土）から 11 月 4 日（日）まで

#### (4) 立入認定事務

上北山村商工会が、指定認定機関として、以下の立入認定事務を行った。平成 25 年度の立入については、平成 25 年 1 月 25 日（金）から受付を開始した。

①事前電話予約の受付（立入希望日の 3 ヶ月前～）

②インターネットによる事前予約の受付および予約状況に関する情報提供

③申請書の接受（立入希望日の 5 日前まで）

④申請書に係る審査、認定証の発行、申請者への認定証等の郵送

#### (5) 事前レクチャー

実施期間：平成 25 年 4 月 25 日（木）から 11 月 30 日（土）まで

実施場所：大台ヶ原ビジターセンターレクチャールーム・上北山村商工会

実施者：環境省（請負事業者含む）・上北山村商工会

時間割：次表のとおり

※ 上北山村商工会については実績なし

<事前レクチャー時間割>

	利用集中期の平日・ 通常期のすべての日	利用集中期の土日祝日
①	無し	7:30～8:00
②	8:30～9:00	8:30～9:00
③	9:30～10:00	9:30～10:00
④	10:30～11:00	10:30～11:00
⑤	11:30～12:00	11:30～12:00
⑥	16:00～16:30	16:00～16:30

上北山村商工会	
利用集中期、通常期の平日	
①	無し
②	8:30～9:00
③	9:30～10:00
④	10:30～11:00
⑤	11:30～12:00
⑥	16:00～16:30

(8/13～8/16を除く)

(6) 巡視

実施期間：平成25年4月25日(木)から11月30日(土)まで毎日

実施者：自然保護官及びアクティブレンジャーなど環境省職員による巡視の他、環境省の巡視業務を請け負った者が職員の指示のもと複数人数で実施。

(7) 合同パトロール

1) 西大台希少植物盗掘防止パトロールの実施

平成23年6月、西大台利用調整地区内で、フガクスズムシソウの盗採が発見された。今後の希少植物の盗採、盗掘を防止するとともに当該行為が自然公園法違反である旨を周知することを目的に地元関係機関との合同パトロールを下記のとおり実施した。

日時：平成25年8月8日(木) 早朝～

参加者：吉野警察署4名、奈良県自然環境課1名、環境省3名、巡視員1名

2) 吉野警察署との合同パトロールの実施

利用調整区域において、無認定立入り者への指導、無認定立入りの防止等を図ることを目的に地元警察との合同パトロールを下記のとおり実施した。

日時：平成25年8月10日(土)

参加者：吉野警察署数名、環境省1名、巡視員1名

(8) モニタリング

利用調整の効果について評価を行う際の基礎資料を得るため、以下の事項について継続的に調査(モニタリング調査)を行っている。

＜モニタリング調査項目＞

- ・ 自然環境の状態に関する事項：植物相、動物相調査
- ・ 利用の在り方に関する事項：利用実態、利用者意識、歩道の状態に関する調査

調査結果は大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の森林生態系部会及び利用対策部会で評価を行い、ホームページにより公表する。

（9）普及啓発

西大台利用調整地区の制度について、24年度に引き続き、報道機関への情報提供・取材協力、ホームページや広報資料の配布等により、幅広い普及啓発を実施した。

また、広く一般を対象に、西大台利用調整地区の魅力や制度概要、立入認定手続きの方法、申請窓口等について周知、普及啓発するため、普及啓発ポスター200枚（H24：400枚）、リーフレット20,000部（H24：12,000部）等を作成し、平成26年3月下旬～4月上旬を目標に関係機関、全国の山岳連盟、近畿圏の登山用品店等に幅広く配布する予定である。

## 2. 平成25年度大台ヶ原の利用状況

平成25年4月25日から12月2日までの大台ヶ原ビジターセンターの調査データを集計した。

- ・ 駐車台数から推計式を用いて算出した利用者数は、87,316人であり、前年度と同程度であった（平成24年度：87,414人、平成23年度：53,432人）。
- ・ 月別では、10月の利用者数が最も多く、次いで5月、8月、11月の順であった。
- ・ 曜日別の利用者数の割合は、平日が42.3%、休日が57.7%であり、前年度に比べて休日の割合がやや増加した（平成24年度：平日44.3%、休日55.7%）。
- ・ 最も利用者数が多かったのは、10月13日（日）の2,869人であった（平成24年度：10月21日（日）、6,496人）。
- ・ 車両駐車台数では、観光バスが計465台、乗用車計16,941台、二輪車計2,314台であり、24年度に比べて観光バスが増加し、乗用車が減少した（平成24年度：観光バス379台、乗用車17,416台、二輪車2,223台）。

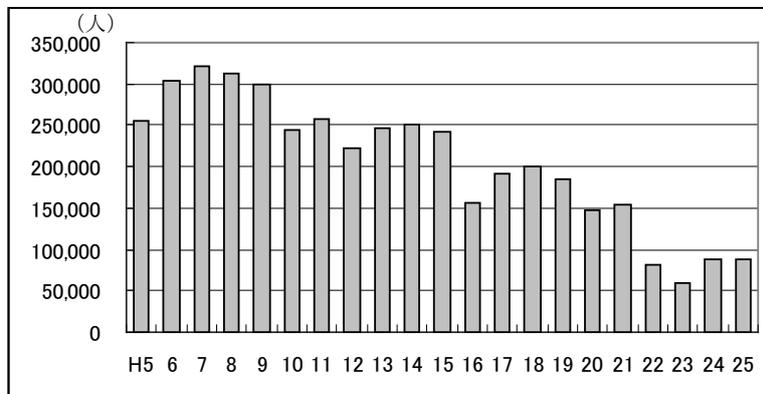


図1 大台ヶ原の利用者数の推移

※正午時点の駐車台数の基づく推計による。平成22年度以降、新たな推計式を適用。

### 3. 西大台利用調整地区の利用実態

#### (1) 立入認定者数

平成 25 年 4 月 25 日から 11 月 30 日までの西大台利用調整地区の認定者数等について集計した。

- ・期間中の延べ認定者数は 3,104 人であった (H24 年度 : 2,979 人、H23 年度 2,062 人)。
- ・立入をキャンセルした人を除く推定立入人数は計 2,721 人であった (H24 年度 : 2,730 人、H23 年度 : 1,666 人)。
- ・延べ上限人数(11,360 人)に対する認定者数の比率は 27.3%であった (H24 年度 : 26.7%)。

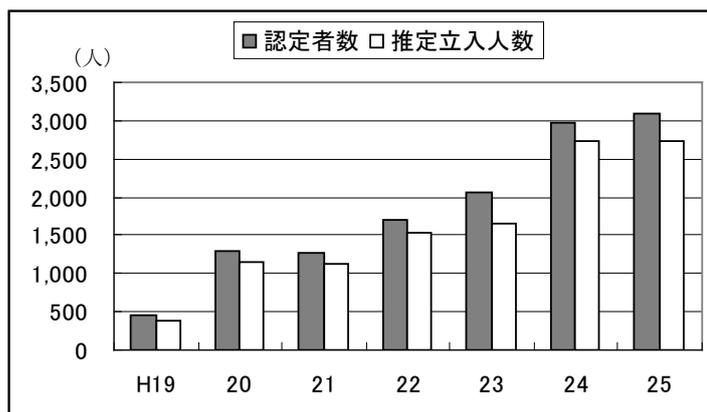


図 2 認定者数および推定立入人数の推移

※平成 19 年度は 9 ~ 11 月のみ。

#### (2) 巡視及び違反者等への指導状況

利用調整期間中、毎日巡視を実施し、無認定立入り者への指導、無認定立入りの防止等を行った。指導件数・人数は平成 24 年度より減少したが、違反の未然防止件数は増加した。

- ・無認定の立入者 3 件 (計 6 人) を確認し、西大台利用調整地区からの退出等を指導した (H24 年度 : 計 6 件 (計 8 人)、H23 年度 : 6 件 (計 8 人))。
- ・無認定で立入ろうとした者 20 件 (人数不明) に対し、利用調整地区の入口で注意するなどして違反の未然防止を行った (H24 年度 : 3 件 (計 5 人)、H23 年度 : 17 件 (計 29 人))。

#### (3) 自然体験プログラム

○上北山村主催イベント「心の道ウオーク」

上北山村では、大台ヶ原や大峯など、村の観光資源を活用したイベント「心の道ウオーク」が継続的に開催されている。25 年度は、大台ヶ原をコースとしたイベントが下記のとおり、計 2 回開催された (主催 : 上北山村地域活性化イベント実行委員会)。

心の道ウオークへの協力実績 (平成 25 年度、大台ヶ原関係抜粋)

開催日	コース		募集人数	参加実績	備考
10 月 25 日 (金)	西大台-小処	日帰り	20 人	—	中止 (台風)
11 月 7 日 (木)	西大台-小処	日帰り	20 人	14 人	
11 月 10 日 (日)	西大台-小処	日帰り	20 人	12 人	雨天のため、西大台 1 周に変更
合計			60 人	26 人	

## 4. モニタリング調査結果

---

### (1) 利用者意識等に関するアンケート調査結果

西大台利用調整地区の立入認定者のうち、事前レクチャーの受講者に対して、事前レクチャーや西大台の利用に関するアンケートを実施し、集計した。回収数は 545 票（回収率 20.8%）である。

#### 1) 利用者の属性等

- ・交通手段は、自家用車が 59.6%と最も多く、次いで観光（貸切）バス 20.0%、路線バス 15.0%の順であった（H24 年度：自家用車 67.4%、観光（貸切）バス 18.8%、路線バス 10.2%）。
- ・居住地は、大阪府が 25.9%と最も多く、次いで奈良県 13.9%、兵庫県 12.3%、愛知県 7.3%の順であった（H24 年度：大阪府 30.5%、奈良県 12.6%、愛知県 8.5%、兵庫県 8.5%）。
- ・登山経験については、「本格的な登山経験あり」が 48.6%と最も多く、「里山の散策・トレッキング程度」が 31.2%、「ガイドなど引率者の下での登山」が 17.8%、「ほとんどない」が 1.1%であった（H24 年度：「本格的な登山経験あり」46.9%、「里山の散策・トレッキング程度」29.3%、「ガイドなど引率者の下での登山」15.8%、「ほとんどない」3.0%）。
- ・団体ツアー・個人の別については、個人が 77.4%を占め、団体ツアーは 20.7%であった（H24 年度：個人 77.7%、団体ツアー 19.0%）。

#### 2) 事前レクチャーの満足度

- ・「長さ」については、88.8%が「ちょうどよい」と回答した（H24 年度：90.0%）。
- ・事前レクチャーの「内容」については、「満足」、「やや満足」と回答したのは、計 78.3%であった（H24 年度：74.5%）。
- ・「冊子」については、「満足」、「やや満足」と回答したのは、計 74.3%であった（H24 年度：70.9%）。

#### 3) 西大台での行動・満足度等

- ・西大台における行動については、「西大台歩道を 1 周」が 90.5%と多くを占めた（H24 年度：89.2%）。
- ・ガイドの有無については、「ガイドは付けなかった」が 79.6%を占め、「専門的な登山ガイド等を付けた」は 13.8%であった（H24 年度：「ガイドは付けなかった」74.7%、「専門的な登山ガイド等を付けた」12.7%）。
- ・西大台の利用に関する満足度については、「期待以上に良かった」および「期待通り良かった」と回答したのは、計 72.4%であった（H24 年度：計 78.6%）。
- ・再訪の意向を示したのは、76.3%（H24 年度：76.3%）であった。
- ・自由意見では、施設について、案内標識等の改善、トイレの設置、橋や歩道の修繕などを求める意見がみられた。また、運営については、申請手続きの改善、利便性の向上などを求める意見がみられた。

## 平成 25 年度 利用集中期の設定

4月							5月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5
8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
29	30						27	28	29	30	31		

6月							7月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
					1	2	1	2	3	4	5	6	7
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31				

8月							9月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4							1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
							30						

10月							11月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6					1	2	3
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	

利用集中期

利用集中期 4/25～6/16、8/10～8/18、9/21～11/4

## 平成 25 年度 月別上限人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	日数計	上限人数計
利用集中期の土日祝日	3	10	6	0	4	5	9	3	40	4,000
利用集中期の平日および利用集中期以外の土日祝日	3	21	14	9	10	11	22	8	98	4,900
上記以外の平日	0	0	10	22	17	14	0	19	82	2,460
日数計	6	31	30	31	31	30	31	30	220	-
月別上限人数	450	2,050	1,600	1,110	1,410	1,470	2,000	1,270	-	11,360

吉野熊野国立公園  
西大台地区利用適正化計画（案）

平成 26 年 2 月 27 日

近畿地方環境事務所

## 【目 次】

1. 背景.....	1
1-1 西大台地区の自然の概況.....	1
1-2 西大台地区の利用の状況.....	2
1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況.....	3
1-4 保護及び利用の問題点、課題.....	5
2. 利用の適正化を図るための基本方針.....	7
2-1 利用適正化計画により達成すべき目標.....	7
2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針.....	7
2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針.....	7
2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針.....	7
3. 利用調整地区の指定に関する事項.....	8
3-1 利用調整地区の名称.....	8
3-2 利用調整地区の区域.....	8
3-3 利用調整の期間.....	8
3-4 その他.....	8
4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項.....	9
4-1 指標等の設定.....	9
4-2 モニタリングの方法.....	9
4-3 モニタリングデータの評価.....	10
4-4 報告及び公表の方法.....	10
5. 立入り認定の手続きに関する事項.....	11
5-1 認定基準.....	11
5-2 立入認定事務の実施方法.....	13
5-3 本人確認、事前レクチャー等.....	13
5-4 利用者の指導.....	13
6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項.....	14
6-1 自然ふれあいプログラムの作成等.....	14
6-2 ガイド付き立入の推奨、ガイド人材の育成.....	14
7. 自然環境の再生、復元等に関する事項.....	14
8. 利用施設の整備及び管理に関する事項.....	14
9. 今後の課題.....	15

## 1. 背景

大台ヶ原は紀伊半島の中心に位置する非火山性隆起準平原であり、国内でも有数の多雨地域にトウヒやブナの森がまとまって形成され、トウヒ群落を主とする「東大台」と、ウラジロモミ―ブナ群落を主とする「西大台」に大別される。近畿の大都市圏から比較的近く、様々な要因により森林生態系の衰退が進行している。かつての苔むす森の林床は乾燥化し、成木の枯死、ササの繁茂などが顕著となり再生に向けた取組みが進められている。西大台においても東大台と同様に森林生態系の衰退の傾向がみられるものの、相対的に良好な自然が残されていることから、森林の衰退を未然に防ぐ必要がある。一方、大台ヶ原に残された貴重な森林は、豊かな自然体験の場を提供するものである。利用マナーの低下がみられる大台ヶ原において、一定のコントロールのもと、質の高い利用を促進する必要がある。

### 1-1 西大台地区の自然の概況

東大台は西大台に比較して標高が高く、およそ標高 1,550m以上の区域には亜高山針葉樹林帯のトウヒ群落が分布しており、その下部に位置する西大台には、冷温帯性広葉樹林のウラジロモミ―ブナ群落が広く分布している。西日本の太平洋側においてブナが優占する森林がまとまって見られるのは大台ヶ原・大峯山脈において他にはなく西大台のウラジロモミ―ブナ群落は貴重な森林である。

#### (1) 地形・気象

大台ヶ原は台高山系の南端に位置し、日出ヶ岳を主峰とした標高 1,300m～1,695m にわたる地域で、非火山性隆起準平原であり、日本で希少な地形として注目されている。この台地状の地形の南側などには大蛇岨、千石岨などの断崖絶壁が形成され、台地から落ちる東ノ滝、中ノ滝、西ノ滝は東ノ川に流れる。

また国内有数の多雨地域で、年間降水量は約 3,500mm と多い。

#### (2) 植生

大台ヶ原の植生は、主に亜高山性針葉樹林と冷温帯性広葉樹林から成立している。

そのうち標高 1,550m以下の西大台は、西日本でも貴重な太平洋型ブナの優占する冷温帯性広葉樹林がまとまってみられる地区である。

#### (3) 生物相

大台ヶ原では以下 ①～⑥ に示す動植物が記録確認されており、中でも特に西大台は、生物多様性の優れた地区として注目されている。

##### ① 植物

日本有数の多雨地帯であり、湿潤で冷涼な気候が特徴で、冷温帯性植物、着生植物、岩崖性植物が豊富であり、北方系の遺存植物や山岳性の植物が多い。また岩場には、オオダイトウヒレンやハクロバイが生育している。これまでにコケ類を含め、45科 860種が記録確認されている。

##### ② 哺乳類

ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカなどの大型哺乳類をはじめ、レッドデータブックでは準絶滅危惧種とされ国の天然記念物にも指定されているヤマネや分布上注目されるヤチネズミ、クロホオヒゲコウモリやノレンコウモリなどのコウモリ類など、これまでに合計7目15科37種が記録確認されている。

### ③ 鳥類

ルリビタキ、メボソムシクイ、ビンズイなど主に中部地方以北で繁殖する鳥類の西日本での数少ない繁殖地となっており、これまでに11目32科97種が記録確認されている。

### ④ 爬虫類

ジムグリやヤマカガシを含む2目5科9種が記録確認されている。

### ⑤ 両生類

大台ヶ原が新種記載の際に模式産地となっているオオダイガハラサンショウウオやナガレヒキガエルなど2目6科17種が記録確認されている。

### ⑥ 昆虫類

昆虫類は種類が多いため全貌は明らかになっていないが、大台ヶ原を代表に紀伊半島の山地にししか産しないものとして、オオダイリヒラタコメツキやセダカテントウダマシなどがあげられる。また、大台ヶ原が模式産地となっており、その名に「オオダイ」を冠している種も少なくない。

## 1-2 西大台地区の利用の状況

大台ヶ原は年間およそ25万人の利用者数を記録する近畿圏でも有数の山岳観光地である。

歴史的には大峯山脈が霊場として多くの信仰登山者を集めてきたのに対し、大台ヶ原は地形や気象条件の厳しさから、明治以前は人が近づくことがほとんどない未開の地であった。

大台ヶ原の利用は、明治時代の信仰、修行の場としての利用がはじまりであった。その後、大正時代から登山者が増加し始め、登山の対象としての利用が主流となったと考えられる。

昭和11年に吉野熊野地区が国立公園に指定され、昭和15年に大台ヶ原地区が特別地域に指定された。昭和36年の県道大台ヶ原公園川上線（通称：大台ヶ原ドライブウェイ）開通後アクセスが容易になり、登山から観光の対象へと変貌していった。

現在、最も典型的な大台ヶ原の利用形態は、マイカーまたは観光バスで山頂部までアクセスし、そこを起点に日出ヶ岳、正木ヶ原、牛石ヶ原、大蛇岨などを有する「東大台」を周回する日帰り利用である。西大台にも駐車場を基点に周回利用できる歩道が整備されているが、知名度の低さや迷いやすいなどのイメージにより比較的低密度の利用にとどまっている。山麓部との間を登山する利用者も少数である。

大台ヶ原は、5月、8月、10月に利用のピークが見られ、平日に比べ土日祝日に利用が集中する。

1日あたり平均入山者数（平成16年11月及び平成17年4月～10月のカウンター調査結果。主な入山口通過人数の合計）は西大台で23人/日、東大台で253人/日である。「西大台」の利用は大台ヶ原全体の約1割程度である。1日あたり最大入山者数は、西大台で169人/日、東大台で1,939人/日であった。

利用者へのヒアリング調査（平成17年度実施）では、西大台について、東大台と比べ利用圧が低く、自然の中の静寂性が保たれていることを評価する声が多く聞かれるものの、①駐車場を起点に比較的気軽な日帰り利用ができること、②東大台とは異なる魅力をもった自然を有すること、③すでに

旅行会社のバスツアーの対象となっていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

### 1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況

#### (1) 関係法令等

##### ① 自然公園法

西大台地区の大部分は吉野熊野国立公園の特別保護地区に指定されている。大台ヶ原ドライブウェイ終着点の周辺は、利用拠点として集団施設地区（第2種特別地域）に指定されている。

##### ② 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

西大台地区の全域が国指定大台山系鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。

##### ③ 土地所有現況

西大台地区はほぼ全域が環境省所管地である。奈良県有地（集団施設地区）、道路敷（県道大台ヶ原公園川上線）、村有地、民有地等に隣接する。

#### (2) 各種計画等

##### ① 吉野熊野国立公園（吉野地域）管理計画（平成13年12月）

本利用適正化計画の対象を含む吉野地域の管理計画において、利用に関する基本方針は以下のとおり、規定されている。

自然特性を活かした山岳地域としての自然探勝型利用を推進し、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減等の検討を続けることが示されている。

大台ヶ原では、山頂付近まで車道が開通しシャクナゲの開花、夏季、紅葉の時期を中心に多くの人が訪れる地域である。この地域のすぐれた自然を保護しつつ、自然特性を活かした山岳地域として自然探勝型利用を推進する。また、当該地域は貴重な自然の残る山域であるが気象条件も厳しいことから、利用者に対し自然環境保全や安全対策についての普及啓発を図る。なお、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減及び快適な利用の増進のための検討を継続して行う。

また、保全方針のなかで、東大台地区のトウヒ林は「当該地区に集中する利用者による自然への影響を軽減するため、周辺環境との調和を図りながら歩道等既存施設の充実と利用者に対する普及啓発を図る」、西大台地区のブナ林は「多数の利用者が入り込むことのないよう、積極的な施設の整備は行わない」と定め、公園事業取扱方針のなかでは、西大台の歩道を「登山道」、東大台の歩道を「自然観察路」と位置づけるなど、東大台と西大台を区分して保全または整備を図るよう定められている。

## ② 大台ヶ原自然再生推進計画

大台ヶ原では昭和 61 年度に「大台ヶ原トウヒ林保全対策検討会（平成 12 年度より大台ヶ原地区植生保護対策検討会と改称）、平成 13 年度に「大台ヶ原ニホンジカ保護管理検討会」を設け、様々な森林保全対策事業を進めてきたが、従来の森林保全対策に加え、利用対策の充実による人為的インパクトの軽減や周辺地域との関連を含めた総合的な視点の必要性から、平成 14 年「大台ヶ原自然再生検討会」を設置し、およそ 2 年間にわたる調査と検討の結果、「森林生態系保護再生計画」「ニホンジカ保護管理計画」「新しい利用のあり方推進計画」の 3 つの計画からなる「大台ヶ原自然再生推進計画」を平成 17 年 1 月に取りまとめたところである。

新しい利用のあり方推進計画において、大台ヶ原では、利用の「量」の適正化と「質」の改善を通じ、利用による自然環境への影響を極力抑えるとともに、質の高い自然体験・環境学習を可能とすることにより、大台ヶ原を「新しいワイズユースの山」とすることを目的とすることが掲げられている。

そして、本計画の実現を図るための基本方針として、①「マイカー規制の実施ーパーク&シャトルバスライドー」、②「より良好な森林地域の保全の強化ー利用調整地区の設定」、③総合的な利用メニューの充実（登山道・自然観察路の充実、キャンプ指定地の設置、山上駐車場周辺の活用、自然解説・自然体験プログラムの充実、情報提供・情報発信の充実、ビジターセンター機能の充実）が設定された。

その後大台ヶ原自然再生推進計画は、平成 21 年 3 月に前計画の実施状況等に係る評価を踏まえて第 2 期計画としてまとめられ、当面 5 年程度で実施する取組として、①「適正利用に係る交通量の調整ーマイカー規制等の実施ー」、②「より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供ー利用調整地区の運用ー」、③「総合的な利用メニューの充実ー特に利用の質の改善のための条件整備（詳細メニューは前計画と同）ー」が設定された。

本利用適正化計画は、大台ヶ原自然再生推進計画のうち、3. 新しい利用のあり方推進計画（3）計画内容 2）「より良好な森林地域の保全の強化ー利用調整地区の設定」を受けて、その利用の適正化を図るに当たって、様々な関係者による合意形成の下で利用の調整等に関する各種事項を定めることにより、公園利用の適正化を円滑に進め、利用調整地区の風致景観を維持し、かつ、より深い自然とのふれあい体験を提供することを目的として作成されたが、前記のとおり第 2 期大台ヶ原自然再生推進計画がまとめられたことから、一部変更を行ったものである。

## 1-4 保護及び利用の問題点、課題

### (1) 大台ヶ原の課題について

東大台の正木峠を中心とした地区では、昭和30年代の伊勢湾台風等の大型台風による大量の風倒木とその搬出を契機に、林冠開放による林床の乾燥、コケ類の衰退、ミヤコザサの分布域の拡大が始まった。また、県道大台ヶ原公園川上線の開通に伴う公園利用者数の増加やミヤコザサ現存量の増加に伴うニホンジカ個体数の増加もミヤコザサ以外の林床植生の衰退を加速化した。これらの結果、倒木更新など亜高山性針葉樹林の森林更新に必要な条件が悪化し、森林の衰退が始まった。さらに、同時期に周辺部においても伐採面積の拡大によってニホンジカの餌となる植生の増加などその好適生息環境が生まれ、周辺部を含めニホンジカ個体数が増加した。周辺部の一部の個体はミヤコザサが拡がりつつある大台ヶ原に移動し、さらに大台ヶ原のニホンジカ個体数が増加したため、樹木の後継樹や樹皮にまでシカによる採食が目立つようになった。これらの把握しやすい要因に加えて、十分に解明されていない要因も含む複合的な要因が森林植生の衰退をもたらしていると考えられる。

### (2) 西大台地区の課題について

東大台において亜高山性針葉樹林を中心に森林の衰退が顕在化する一方、比較的健全な自然林が残っているとされている西大台の冷温帯性広葉樹林においても下層植生や後継樹の減少などが確認されている。

また、施設整備を積極的に行っていない西大台においては、定められた歩道以外のルートからの立入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等の行為も確認されている。自然環境に悪影響を与える行為の禁止、注意事項の徹底により利用マナーを向上させる必要がある。

#### ① 森林の衰退の兆候

西日本でも貴重な太平洋型ブナが優占する冷温帯性広葉樹がまとまって分布しており、利用密度は低く原始的な雰囲気を経験できる地区であるが、森林衰退の兆候がみられる。

自然再生推進計画では大台ヶ原の植生を7つのタイプに区分し、西大台に典型的な「タイプVI」、「タイプVII」についてはいずれも樹冠を構成する樹種は比較的健全であるが、後継樹がほとんど生育していない点で森林の更新過程に問題が生じていると評価している。

17年度に実施した樹幹着生の蘚苔類調査では、乾燥耐性の強い種の侵入が確認されている。

#### ◆タイプVI（ブナースズタケ密）→損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していない。実生は生育しているが少ない。
- ・下層植生はスズタケが優占しており、スズタケの稈高が高い。

#### ◆タイプVII（ブナースズタケ疎）→損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していないが、実生は生育している。
- ・下層植生はミヤマシキミが優占しており、スズタケはほとんど生育していない。

#### ② 利用圧の増加傾向

利用圧増加による影響を受けやすく、既に歩道の洗掘や複線化、休憩に利用される場所での下層

植生の衰退、裸地化などの影響が確認されている。

現況においては自然観察路として整備されている東大台に利用者が集中しているため、①駐車場を起点に日帰り利用ができること、②自然体験の場としてポテンシャルが高いこと、③すでに旅行会社のバスツアーが増えていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

### ③ 利用マナーの低下

歩道外への立入り、定められた歩道以外のルートからの立入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等森林生態系に影響を及ぼすおそれの高い行為がみられる。また、動植物、魚類の盗採の行為についても指摘されている。

### ④ 自然体験の質の低下

ピーク期には過半数の利用者が混雑感を抱いており、原生的な雰囲気や静寂が確保されていないことがある。利用者の増加により喧騒が持ち込まれ、享受できる自然体験の質が低下するおそれがある。

## 2. 利用の適正化を図るための基本方針

### 2-1 利用適正化計画により達成すべき目標

相対的により良好な森林が存在し、質の高い自然とのふれあい体験が可能な西大台地区において、利用調整地区を適正に運用し、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承することを目標とする。

### 2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針

- ・ 利用者が自ら自然とふれあう体験を通して自然の持つ雰囲気や五感を味わうことを基本姿勢とする。
- ・ 大台ヶ原の豊かな自然環境を体験するにふさわしい静寂性が確保され、自然環境の保全に影響が生じない程度の利用密度に誘導する。
- ・ 利用による自然環境の影響を自然の回復力の範囲にとどめるため利用人数の調整を行う。利用人数の調整は、各種データやモニタリング調査を踏まえたものとする。
- ・ より質の高い自然体験を享受するため、地域の自然等を熟知し、解説するガイドなどが同行することを推奨する。
- ・ 立入り者は、自然環境に負荷を与えずに持続的な利用を図るために設定されたルールのもと、立入り後は利用者個人の自己責任のもとで行動する。
- ・ 立入り者は、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンター等又は上北山村商工会においてレクチャーを受講し、利用のルール、注意事項について理解する。
- ・ 西大台周回歩道を中心とする自然探勝以外の立入り者（登山に際しての通過利用、登攀等）についても利用調整の対象とし、一定のルールのもと適切に利用する。

### 2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針

- ・ 西大台地区の自然環境の保護に関しては「大台ヶ原自然再生推進計画」に基づき、保護・再生の取り組みを推進するとともに、現状を悪化させることのないよう適切に管理する。
- ・ 過剰利用、不適切な利用や自然災害などによる劣化・荒廃の状況について、巡視や情報収集により常に把握するとともに、利用調整の効果について検証するため指標種等のモニタリング調査を継続的に実施する。

### 2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針

- ・ 歩道や標識等の施設の整備は必要最小限とする。各種の情報の提供や事前レクチャー、地区内の状況を熟知したガイドの同行を推奨し、原生的な雰囲気、静寂を保持する。
- ・ 「自己責任」意識の普及啓発を行い、安全な利用を促進する。
- ・ 現場において境界線を明確化し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

### 3. 利用調整地区の指定に関する事項

#### 3-1 利用調整地区の名称

西大台利用調整地区

#### 3-2 利用調整地区の区域

##### (1) 区域

奈良県吉野郡上北山村大字小椽字大台山の一部

地理的あるいは施設の条件から利用者の出入りをコントロールし適切に管理することが現実的に可能な区域として別図の区域を指定する。

##### (2) 地区の区域を示す標識等

利用調整地区の存在を利用者に周知するため、利用調整地区の概要、区域などを示す標識、立入りに際し手続きを要することなどを掲示する制札、境界線を明確にするための杭等を設置する。

既存施設の取扱いも含め、野生動物の生息や景観に配慮してこれら施設を整備する。

#### 3-3 利用調整の期間

大台ヶ原の利用は、アクセス道である県道大台ヶ原公園川上線の開通している開通期間にほぼ一致することから、4月から11月までの期間を対象とする。

なお、具体的な月日については、気象条件等をふまえた県道大台ヶ原公園川上線の状況や、大台ヶ原の利用実態等を勘案し、年度ごとに定める。

#### 3-4 その他

##### ○利用調整地区の指定の広報及び周知の方法

利用者はもとより地域住民、事業者を含め、利用調整地区の設定および考え方について広く情報発信し、周知の徹底を図る。

利用調整地区に立入る際に手続きが必要であることを周知するためパンフレットを作成し、ビジターセンターを中心に情報発信するほか、関係機関の協力を得て、大台ヶ原を紹介するガイドブックや地図、ポスターへの掲載、関係機関のホームページにおける情報発信など多様なツールを活用し幅広く情報を提供する。

## 4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

大台ヶ原においては利用調整地区制度導入まで、自然災害等による歩道の通行止め措置などを除き、立入り人数の制限等を実施した実績はなく、入込み数や利用者層も社会情勢の変化や時代背景、当該年の気象条件等により大きく変動してきた。

利用調整の効果について正確に予想することは極めて困難であり、目標設定とその達成状況に応じ、計画内容の適切な見直しを行っていく。

このことを十分に勘案し、自然公園法施行規則第 13 条の 6 に規定する認定基準は理想を掲げつつ現実的な数値を設定する。当面は極端な制限は行わず、モニタリングにより検証していく中で段階的に完成度を高めていくこととし、モニタリング、評価及び計画への反映が継続的に実施される仕組みを内在させていく。

一方、大台ヶ原自然再生推進計画に基づいて大台ヶ原の自然再生を目指した取組みが展開されており、これら取組みについてモニタリングが実施されていることから連携し、自然環境や利用に関するデータを活用していく。

その上で、利用調整地区の効果の評価するための指標等の設定、モニタリングの方法、データの評価、報告及び公表の方法等について検討していく。

### 4-1 指標等の設定

#### (1) 自然環境の状態

大台ヶ原における利用による自然環境への影響については、これまで自然再生の取組みの中で、踏み込みに強い植物種の分布や外来生物の分布、人や車の通過数と出現鳥類数の関係などが調査されている。平成 17 年度から蘚苔類による利用影響の把握の可能性についても調査が行われている。

利用調整地区の指定にあたり、利用圧との関係、指標生物等によるモニタリング項目については、専門的検討を経て設定する。

- ・ 踏み込みに強い植物種の分布
- ・ 指標生物種の生息状況
- ・ 裸地面積や歩道の複線化、洗掘状況

#### (2) 利用のあり方

利用に関する基本的なデータとして、利用人数や利用者の属性等に関し調査を継続する。

さらに、利用者の自然環境や利用密度に関する満足度、自然の理解度、利用調整地区制度への意見等の項目を設定する。

- ・ 利用人数、利用者層等（立入認定者データの分析等）
- ・ 利用者の動向（自然環境や利用密度への満足度、自然の理解度、利用調整地区への意見等）

### 4-2 モニタリングの方法

大台ヶ原自然再生評価委員会との連携のもと、具体的なモニタリングデータの種類、収集者、収集時期、頻度および方法について設定する。

#### 4-3 モニタリングデータの評価

大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の各部会等において評価を行い、必要に応じ利用適正化計画の変更を行う。

#### 4-4 報告及び公表の方法

モニタリングデータおよびその評価結果と利用適正化計画の変更案については、大台ヶ原自然再生のホームページへの掲載のほか、広範かつ迅速に周知を図ることとする。

なお、希少動植物の分布情報等の取扱いについては注意する。

## 5. 立入り認定の手続きに関する事項

### 5-1 認定基準

「量の適正化」と「質の改善」を両輪として新しい利用のあり方を推進する観点から、認定基準において禁止事項や注意事項などの遵守と、人数の上限設定等の利用の調整の方法を定める。

当面は、人数、禁止行為、注意事項について定め、今後、モニタリングの結果や管理運営の実態等を踏まえ、必要に応じ追加・修正を行う。

#### (1) 人数

「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、特定の時期における利用の集中を緩和し自然環境の荒廃を防ぐとともに、豊かな自然を体験するにふさわしい静寂性の確保を目的とし適正な利用密度へ誘導する。

なお、今後の課題として、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと（周回歩道利用、登山利用等）に利用者数の上限を設定することなどを検討していく。

##### ① 1日あたりの総利用者数の上限

1日あたり総利用者数の上限を設定し、利用時期を分散することで（土日祝日から平日へ、利用集中期から閑散期へ等）、年間を通した利用人数の平準化を図る。設定人数については、前年度の利用状況調査のモニタリング結果等をもとに、大台ヶ原の利用に関する協議会において年度ごとに検討する。

当面、以下の観点から上限の設定を行う。

- ・利用集中期（春期、夏期、秋期）を中心に極端に集中している土日祝日の利用者数を抑制する。  
年間を通して100人を超える日が10日程度あることから、まず極端な集中による悪影響を回避する。）
- ・平日は、原生的な雰囲気と静寂が確保されていることから、これを保持する。  
ただし、利用集中期（春期、夏期、秋期）を中心に比較的利用の多い平日については、土日祝日から移行することも想定し、考慮して上限を設定する。なお、利用集中期の具体的な月日については、年度ごとに定める。

利用集中期の土日祝日：100人

利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日：50人

利用集中期以外の平日：30人

##### ② 1グループあたりの人数の上限

一時に大人数が利用することによる自然環境への影響を抑えるとともに、静寂な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができるように誘導する。

現地において声の届く範囲、人の姿の見える範囲などを考慮し、無理なくガイドの説明などを聴くことができる人数として、1グループあたりの人数の上限を10名とする。

## (2) 禁止行為その他の基準

利用調整地区に共通の禁止事項は自然公園法施行規則第13条の6第3号において以下の行為が定められている。なお、必要に応じ追加等を行う。

### 全ての利用調整地区に共通の禁止事項

項目	自然公園法施行規則（第十三条の六第三号）の表現
生きた動植物の持ち込み	生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
野生動物への給餌	野生動物に餌を与えること。
野生動物に影響をおよぼす撮影、観察等	野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
ごみ等の廃棄	ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
球技等の野外スポーツ	球技その他これに類する野外スポーツをすること。
花火、拡声器等の使用	非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

## (3) 注意事項

利用者が行うべき注意事項は自然公園法施行規則第13条の6第4号において定めることになっており、以下のとおりとする。なお、必要に応じ追加等を行う。

また、採集並びに捕獲のための道具（網、竿等）およびこれに準ずるものの持ち込みをしないことについては、西大台利用調整地区は全域が国立公園特別保護地区に指定されており動植物の採捕は規制されているが違法行為等も報告されていることを踏まえ定めるものである。

- ・ 自己の責任における安全管理の徹底を図るとともに、あらかじめ、必要な情報の入手及び理解並びに技術の習得に努めること。
- ・ 十人を超える団体で利用しないこと。
- ・ 網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具を持ち込まないこと。
- ・ 利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンター 等又は土北山村商工会において近畿地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。ただし、申請に係る年度内において、既に当該レクチャーを受講している場合は、この限りではない。
- ・ 利用調整地区への立入り時に得られた自然環境及び公園の利用に関する情報を近畿地方環境事務所に報告するよう努めること。
- ・ 代表者は、自身の監督の下で利用調整地区に立ち入る利用者の名簿を作成し、申請時に提出すること。

注意事項を周知し、遵守させるため、注意事項等を記載した利用の手引等文書の作成及び事前配布、ビジターセンターにおける現場のリアルタイム情報の提供等を実施する。

## 5-2 立入認定事務の実施方法

### (1) 認定を行う事務所の場所

自然公園法第25条第1項の規程に基づき別途指定する指定認定機関の所在地において行う。

なお、この所在地は、可能な限り利用調整地区所在の周辺市町村内とする。

### (2) 受付の方法および人数の調整方法

申請は、郵送又は窓口において行う。申請にあたって、申請書の他、事務手数料（1人1000円を上限として定める額）を納入する。具体的な方法については、申請要領を別途定める。なお、インターネットによる申請の受付は、指定認定機関の通信環境の整備及び事務実施体制状況に応じ、順次導入を検討していく。

なお、申請は、先着順に受付を行い、受付順に審査を行う。

### (3) 立入認定証の様式及び交付方法

立入認定証には、利用調整地区の名称、立入認定証の有効期間（立入可能な日）、立入認定を受けた者の氏名、その他必要な事項を記載した様式とする。

審査終了後、立入認定証の交付とともに、事前に大台ヶ原ビジターセンター等又は上北山村商工会において本人確認を行い、レクチャーを受講する必要がある旨、郵送にて通知する。

## 5-3 本人確認、事前レクチャー等

立入認定証の交付を受けた者は、立入認定証を持参して、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンター等又は上北山村商工会において認定者本人である確認を受けた上、事前レクチャーを受講し、現地の状況や立入りにあたっての利用のガイドラインについて理解した上で立ち入らなければならない。

事前レクチャーは、大台ヶ原ビジターセンター等又は上北山村商工会において、実施する。

同一年度内に限り受講歴のある者は、レクチャーを免除することができる。（ただし、本人確認は必要）

## 5-4 利用者の指導

大台ヶ原ビジターセンターを拠点とし、西大台利用調整地区の指定について周知徹底を図るとともに、立入り者からの報告のほか、通常の巡視活動において地区内の状況を把握するなど情報収集に努める。

大台ヶ原地区パークボランティアほか関係者の協力を得て、巡視を実施し、リアルタイムの自然の情報や歩道の現況、危険箇所の有無など、ビジターセンターの情報提供やレクチャーの内容に反映させて利用者への指導を適切に行う。

### ○巡視計画

巡視、指導等の箇所、頻度等を定めた巡視計画を年度ごとに定める。

通常の巡視ルートは、歩道沿いの状況把握を中心に行うが、歩道からはずれた場所の踏み後の状況や、県道大台ヶ原公園川上線沿線などから手続きをしないで立入る者がいないか監視する。

巡視のポイントについては所定の様式を定め記載するものとし、事前に巡視実施者は、計画書を吉野自然保護官事務所に提出する。

実施日は利用者数の多い土日祝日を含め最低週2日程度は行うこととし、現地の状況を熟知した者を含む2名で行うことを原則とする。

## 6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項

### 6-1 自然ふれあいプログラムの作成等

西大台利用調整地区を案内するガイド等に向けた情報や研修の機会等を提供する。

さらにより深い自然体験のために、大台ヶ原の自然を熟知したガイドによる自然ふれあいプログラムとして推奨すべき興味地点、コース等をまとめ、ガイド付き限定で利用することも将来に向けた課題として検討する。

### 6-2 ガイド付き立入りの推奨、ガイド人材の育成

利用マナーを徹底し、利用の安全を確保するとともに、利用者により質の高い体験を提供するためには、大台ヶ原の自然を熟知したガイドの同行が効果的であることから、大台ヶ原の自然等を熟知した者の随行を推奨する。

ただし、現状では、大台ヶ原におけるガイド制度が未整備であることから、ガイド推奨のための仕組みの整備と人材育成を促進すべく関係機関において協議していく。

## 7. 自然環境の再生、復元等に関する事項

大台ヶ原自然再生推進計画に基づき、自然環境の再生に資する取組みを推進する。

## 8. 利用施設の整備及び管理に関する事項

現場において境界線を確認し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

大台ヶ原駐車場や登山道からの入り口部分にはゲートを設置するとともに、境界線沿いには制札等を設置する。また、侵入の容易な箇所を中心に柵を配置し、県道大台ヶ原公園川上線沿い等については重点的に整備を進める。

なお、設置にあたっては野生動物の生息や景観に配慮する。

## 9. 今後の課題

## ○今後の課題

本利用適正化計画は、現時点での知見、データ等をもとに検討されたものであるが、モニタリングの結果や実際の管理運営の状況等をふまえ、必要に応じ追加・変更等を行うものである。

大台ヶ原の利用に関する協議会における議論において中長期的な事項も含め、以下の課題について今後さらなる検討を行う。

### (1) 利用調整地区の区域について

~~森林等の自然環境が同等の資質を有している県道大台ヶ原公園川上線北側（三津河落山斜面）など周辺の森林についてもモニタリングを実施し、今後の保護方策の検討を進める。~~

千石嶮を登攀する利用者に対する対策として、千石嶮周辺区域の利用調整地区からの除外について検討を行い、現行の東ノ川右岸から千石尾根への境界線の変更について検討を進める。

### (2) 利用適正化の手法について

本利用適正化計画においては「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、利用適正化をはかることとしている。

モニタリングの結果や利用の状況等を踏まえ、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと上限設定等の組み合わせも検討していく。

また、人数以外の認定基準についても必要に応じ追加・修正を行う。

### (3) ガイド推奨の仕組みについて

現状では、大台ヶ原においてはガイドを推奨する制度が未整備であることから、関係機関の協力のもと、ガイド推奨のための仕組みのあり方について早急に検討する。さらに、ガイド人材を養成するための支援方策について検討する。

### (4) 利用する区域について

利用調整地区内においては現行の公園計画の歩道を利用することを原則としている。

より深い自然体験のため、上記のガイド付きに限定し、自然ふれあいプログラムとして利用可能な区域等についても検討する。

### (5) その他

し尿の問題、野生動物に影響をおよぼす方法による撮影、観察等の制限、火器の使用等については、その取扱いについて検討していく。

## 吉野熊野国立公園西大台利用適正化計画（案） 新旧対照表

頁	現行	改正後
P. 7	<p><b>2－2 地区内での利用のあり方に関する基本方針</b> (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立入り者は、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンター <u>又は上北山村商工会</u> においてレクチャーを受講し、利用のルール、注意事項について理解する。</li> </ul>	<p><b>2－2 地区内での利用のあり方に関する基本方針</b> (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立入り者は、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンター <u>等</u> においてレクチャーを受講し、利用のルール、注意事項について理解する。</li> </ul>
P. 12	<p><b>5－1 認定基準</b> <b>(3) 注意事項</b> (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンター <u>又は上北山村商工会</u> において近畿地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。ただし、申請に係る年度内において、既に当該レクチャーを受講している場合は、この限りではない。</li> </ul>	<p><b>5－1 認定基準</b> <b>(3) 注意事項</b> (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンター <u>等</u> において近畿地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。ただし、申請に係る年度内において、既に当該レクチャーを受講している場合は、この限りではない。</li> </ul>
P. 13	<p><b>5－2 立入認定事務の実施方法</b> <b>(3) 立入認定証の様式及び交付方法</b> (中略)</p> <p>審査終了後、立入認定証の交付とともに、事前に大台ヶ原ビジターセンター <u>又は上北山村商工会</u> において本人確認を行い、レクチャーを受講する必要がある旨、郵送にて通知する。</p>	<p><b>5－2 立入認定事務の実施方法</b> <b>(3) 立入認定証の様式及び交付方法</b> (中略)</p> <p>審査終了後、立入認定証の交付とともに、事前に大台ヶ原ビジターセンター <u>等</u> において本人確認を行い、レクチャーを受講する必要がある旨、郵送にて通知する。</p>

頁	現行	改正後
P. 13	<p><b>5-3 本人確認、事前レクチャー等</b></p> <p>立入認定証の交付を受けた者は、立入認定証を持参して、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンター <u>又は上北山村商工会</u> において認定者本人である確認を受けた上、事前レクチャーを受講し、現地の状況や立入りにあたっての利用のガイドラインについて理解した上で立ち入らなければならない。</p> <p>事前レクチャーは、大台ヶ原ビジターセンター <u>又は上北山村商工会</u> において、実施する。</p> <p>同一年度内に限り受講歴のある者は、レクチャーを免除することができる。(ただし、本人確認は必要)</p>	<p><b>5-3 本人確認、事前レクチャー等</b></p> <p>立入認定証の交付を受けた者は、立入認定証を持参して、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンター <u>等</u> において認定者本人である確認を受けた上、事前レクチャーを受講し、現地の状況や立入りにあたっての利用のガイドラインについて理解した上で立ち入らなければならない。</p> <p>事前レクチャーは、大台ヶ原ビジターセンター <u>等</u> において、実施する。</p> <p>同一年度内に限り受講歴のある者は、レクチャーを免除することができる。(ただし、本人確認は必要)</p>
P. 15	<p>○今後の課題</p> <p>(1) 利用調整地区の区域について</p> <p><u>森林等の自然環境が同等の資質を有している県道大台ヶ原公園川上線北側(三津河落山斜面)など周辺の森林についてもモニタリングを実施し、今後の保護方策の検討を進める。</u></p>	<p>○今後の課題</p> <p>(1) 利用調整地区の区域について</p> <p><u>千石嶺を登攀する利用者に対する対策として、千石嶺周辺区域の利用調整地区からの除外について検討を行い、現行の東ノ川右岸から千石尾根への境界線の変更について検討を進める。</u></p>

## 平成 26 年度西大台利用調整地区の運用計画（案）

### 1 利用調整を行う期間

平成 26 年 4 月 22 日（火）から 11 月 30 日（日）まで

※県道大台ヶ原公園川上線（大台ヶ原ドライブウェイ）の開通期間。なお、閉鎖日は冬期通行止めのため変更の可能性がある。

### 2 1 日あたりの立入可能な人数の上限

○ 利用集中期の土日祝日 : 100人

○ 利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日 : 50人

○ 上記以外の平日 : 30人

※1 団体（2 人以上を団体とする）の利用申込みは、最大 10 人まで。

### 3 利用集中期（カレンダー参照）

過去の台ヶ原の利用実態に基づき、以下の期間を利用集中期として設定する。

○ 春期：平成 26 年 4 月 26 日（土）から 6 月 15 日（日）まで

○ 夏期：平成 26 年 8 月 9 日（土）から 8 月 17 日（日）まで

○ 秋期：平成 26 年 9 月 27 日（土）から 11 月 3 日（月・祝）まで

### 4 指定認定機関

上北山村商工会が、指定認定機関として、引き続き立入認定事務を行う。平成 26 年度の立入については、本運用計画の協議会の合意がとれ次第受付を開始する。

### 5 認定手続きの変更点

特になし。

### 6 事前レクチャー

実施期間：平成 26 年 4 月 22 日（火）から 11 月 30 日（日）まで

実施場所：大台ヶ原ビジターセンターレクチャールーム

上北山村商工会

実施者：近畿地方環境事務所（請負事業者含む）・上北山村商工会

時間割：以下の時間割を予定。

大台ヶ原ビジターセンター		
	利用集中期の平日・ 通常期のすべての日	利用集中期の土日祝日
①	無し	7:30～8:00
②	8:30～9:00	8:30～9:00
③	9:30～10:00	9:30～10:00
④	10:30～11:00	10:30～11:00
⑤	11:30～12:00	11:30～12:00
⑥	16:00～16:30	16:00～16:30

上北山村商工会	
利用集中期、通常期の平日	
①	無し
②	8 : 30 ~ 9 : 00
③	9 : 30 ~ 10 : 00
④	10 : 30 ~ 11 : 00
⑤	11 : 30 ~ 12 : 00
⑥	16 : 00 ~ 16 : 30

(8/13~8/16を除く)

## 7 巡視

実施期間：平成26年4月22日（火）から11月30日（日）まで毎日

実施者：環境省（自然保護官及びアクティブレンジャーによる巡視の他、環境省の巡視業務を請け負った者が職員の指示のもと複数人数で実施）

## 8 モニタリング

利用調整の効果について評価を行う際の基礎資料を得るため、以下の事項について継続調査（モニタリング調査）を実施。調査結果は学識経験者等からなる協議会において評価を行う。

＜モニタリング調査項目＞

- ・自然環境の状態に関する事項：植物相、動物相調査
- ・利用の在り方に関する事項：利用実態等に関する調査を実施

利用調整期間終了後、各種モニタリング調査及び運用結果について整理・分析し、本協議会において報告・公表する。

## 9 普及啓発

西大台利用調整地区の制度について、引き続き報道機関への情報提供・取材協力、ホームページの運用や広報資料の配布、展示会への参加等による幅広い普及啓発を実施する。

## 10 自然ふれあいプログラムの提供等

エコツアーの実施等、周辺地域の関係機関等と連携したプログラムを検討する。

平成 26 年度 利用集中期の設定 (案)

4月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

 利用集中期

 土日祝日

※利用調整期間 4/22～12/1  
 利用集中期 4/26～6/15、8/9～  
 8/17、  
 9/27～11/3  
 利用者数上限 11220人

議題：大台ヶ原周回線歩道（東大台）の歩道修復について

1. 歩道施設に関する基本方針
2. 歩道修復の流れ
3. 意見交換の結果について
  - ・ 第1回利用対策部会（平成25年11月20日）
  - ・ 第1回大台ヶ原の利用に関する協議会（平成25年12月9日）
  - ・ 第2回利用対策部会（平成26年2月5日）
4. 対策工設計図
  - ・ 大台ヶ原周回線歩道修復対策位置図（案）
  - ・ 整備計画図

平成26年2月27日（木） 大台ヶ原の利用に関する協議会

近畿地方環境事務所

# 1. 歩道施設に関する基本方針

## 1-1. 本計画における基本方針

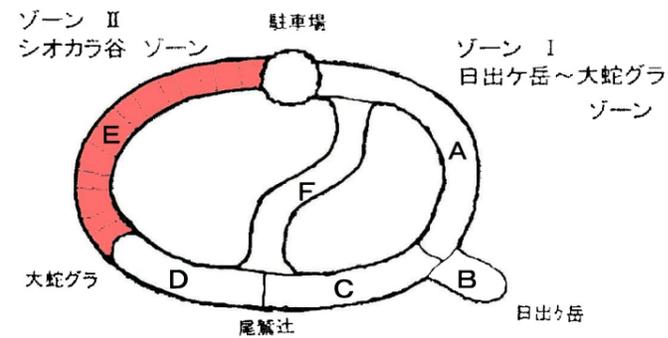
本修復は「平成14年度 吉野熊野国立公園 大台ヶ原 周回線歩道整備基本計画」※による下記の基本方針に基づき計画をおこなう。

※ 平成14年度に実施した地域関係団体等の関係者を対象とした計画説明会  
でのご意見を参考に、専門家による検討委員会を経て作成

- ◎ 歩道利用に伴う植生や侵食への負荷の軽減
- ◎ 多様な利用者に配慮した歩道の整備
- ◎ 大台ヶ原の自然景観に配慮した歩道の整備

## 1-2. ゾーニング計画

東大台周回線歩道をA～Fの6つの区間に分け、それぞれの区間の地形及び歩道の整備状況、利用状況、利用者層を踏まえ、下記の2種類のゾーンを設定。



ゾーニングの考え方

### ゾーン I

#### ■整備の考え方

- ・ 日帰りのハイキング利用者や幅広い世代を対象とした歩道の整備をめざす。

#### ■整備の方向性

- ・ 植生の保全に配慮し必要最小限の整備とする。
- ・ 自然探勝路、観察路としての歩道機能を確保する。
- ・ 自然素材を使用し、環境及び景観に配慮しながら安全・快適性を確保する。

#### ■対策工法

- ・ 木柵、ロープ柵、梯子階段、踏板工、丸太土留

### ゾーン II

#### ■整備の考え方

- ・ 登山靴等の装備を要する利用者が安全に利用できる歩道の整備をめざす。

#### ■整備の方向性

- ・ 植生の保全に配慮し必要最小限の整備とする。
- ・ 登山道の整備手法を採用する。
- ・ 靴の装備や体力が必要なコースであることを標識等で説明する。
- ・ 自然素材を使用し、環境保全に向けた整備を行なう。

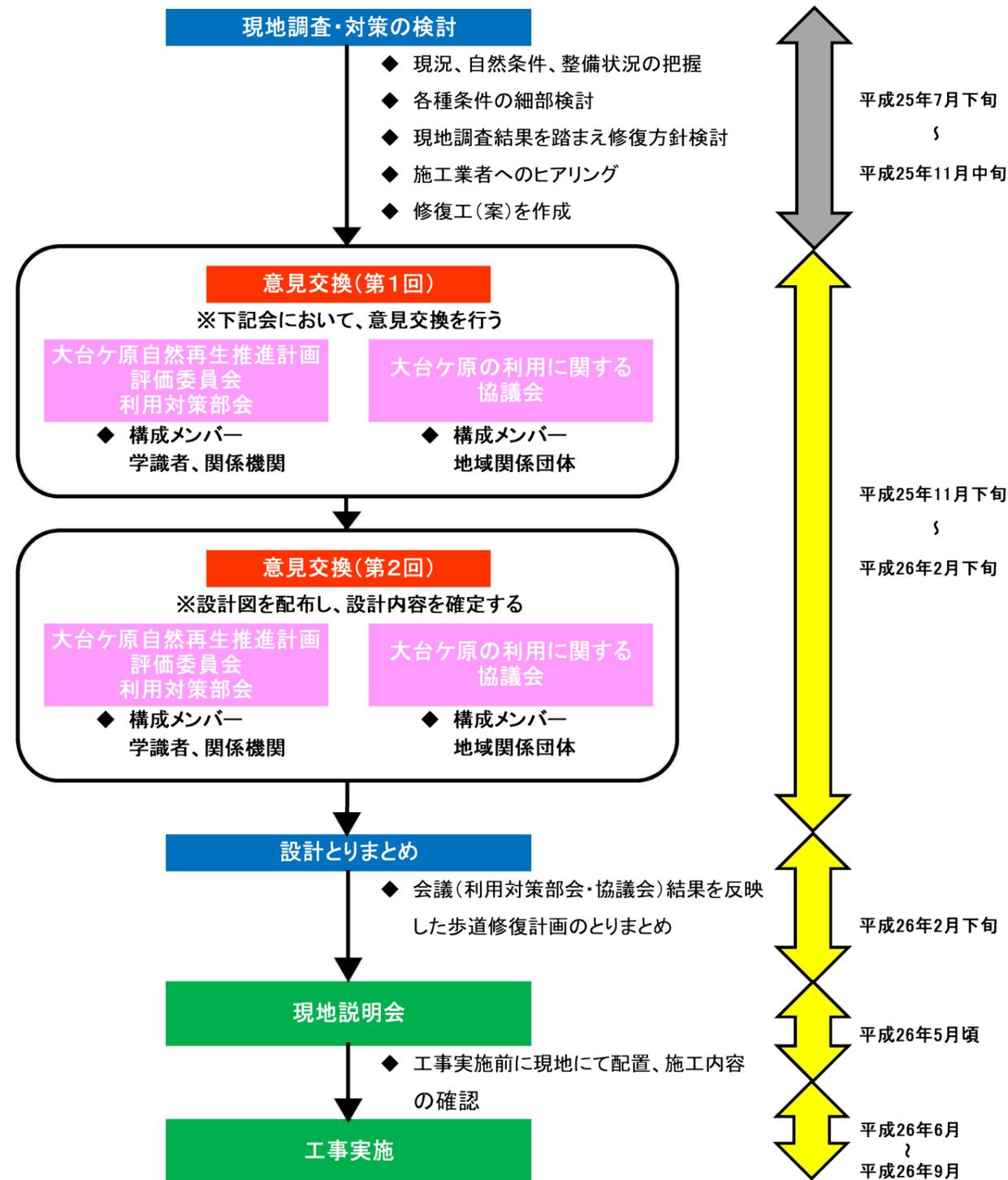
#### ■対策工法

- ・ ロープ柵、アンカー打ち込み、クサリ、丸太土留階段、丸太踏台

## 2. 歩道修復の流れ

歩道修復の工程案（現地調査～修復工事実施まで）下記に示す。

### ・大台ヶ原周回線歩道修復の流れ



平成 25 年度 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会 第 1 回利用対策部会

意見交換

◆日 時 平成 25 年 11 月 20 日（水）14:00～17:00

◆場 所 橿原市中央公民館 2 階 研修室

◆出席者 委員 2 名（長嶋委員、西田委員）

関係機関 8 機関（奈良運輸支局、三重森林管理署、奈良県自然環境課、上北山村、川上村、大台町、上北山村商工会、奈良交通㈱）

オブザーバー 1 名（田村氏）

◆事務局 近畿地方環境事務所 8 名、業務委託会社 4 名 他

◆議 事 （1）利用対策に係るこれまでの取組について

（2）大台ヶ原周回線歩道（東大台）の歩道修復について

◆意 見 ※（2）に関するもの

No.	意見	対応方針
1. 歩道修復の検討		
	特になし。	—
2. 歩道施設に関する基本方針の確認		
	基本方針に「利用者の安全確保を第一に考えた歩道の整備」も明記すべきではないか。	今回基本方針は平成 14 年度に策定したことを踏まえ、利用者の安全確保はその前提となるものと考えています。
3. 対策工法案		
①	コンクリートを使用する工法が今回の計画では一切なかったもので、評価できる。	—
②	平成 14 年度に多くの意見を取り交わし決定した方針が今回も踏襲されており、評価できる。	—
③	大蛇峠からシオカラ谷間で、ロープ柵支柱の脱落、転倒箇所を再設置する計画があるが、この区間はシャクナゲの密林区間であるため、歩道を外れて歩く利用者はいないと思われる。よって、ロープ柵の再設置は必要ないとする、検討をお願いしたい。	必要性について「大台ヶ原の利用に関する協議会」での意見交換も踏まえて検討します。

No.	意見	対応方針
3. 対策工法案		
④	排水不良地対策工部において、歩行路に石を並べるなど、ミヤコザサ地への利用者の踏み出し等への対策も検討されているが、ミヤコザサは回復力が強く、ある程度歩かせてもよいのではないかと。既設の踏板周辺でも植生は回復しているため、これまでの丸太を敷き並べる工法でも良いと考える、検討をお願いしたい。	現状の道幅は広くこれ以上広げる必要もないことから、現道内での排水対策と歩行路の確保として最小限の砂利敷き等に対応する方向で検討します。「大台ヶ原の利用に関する協議会」での意見交換も踏まえて検討します。
⑤	雨天時に現地の状況を確認していただきたい。その状況を考慮した工法を最終決定していただきたい。	今回設計にあたって雨天時の状況を確認し、工法を選定しました。
⑥	施工業者の選定は慎重に行っていただきたい。	適切な施工が出来るよう工事管理を行います。
4. 歩道修復の流れ		
①	過年度と同様に、工事实施までに現地にて現地説明会を実施してほしい。その上で多様な意見を集めていただきたい。	今年度、利用対策部会や協議会での意見交換を踏まえて、対策内容について設計をとりまとめていきます。来年 5 月の工事前には、利用に関する協議会等を対象に、現地で施工時の配慮や施工内容の確認を行います。

平成 25 年度 第 1 回大台ヶ原の利用に関する協議会  
意見交換

◆日 時 平成 25 年 12 月 09 日（月）14:00～16:00

◆場 所 吉野町中央公民館 第 3・4 研修室

◆出席者 関係機関 24 機関（近畿運輸局、奈良県地域振興部、奈良県くらし創造部景観・環境局、奈良県県土マネジメント部、奈良県警吉野警察署、三重県農林水産部、上北山村、川上村、大台町、上北山村議会、上北山村観光協会、上北山村区長会、上北山村漁業協同組合、上北山村商工会、奈良県猟友会、奈良県勤労者山岳連盟、奈良県山岳連盟、三重県山岳連盟、近畿日本鉄道(株)、奈良交通(株)、日本山岳会関西支部、吉野きたやま森林組合、心湯治館、自然を返せ！関西市民連合）

◆事務局 近畿地方環境事務所 6 名、業務委託会社 2 名 他

- ◆議 事
- (1) 大台ヶ原山上駐車場周辺における交通混雑への対応について
  - (2) 大台ヶ原周回線歩道（東大台）の歩道修復について
  - (3) 西大台利用調整地区の区域について
  - (4) その他（大台ヶ原の現状と課題について）

◆意 見 ※（2）に関するもの

No.	意見	対応方針
1. 歩道修復の検討		
	特になし。	—
2. 歩道施設に関する基本方針の確認		
	特になし。	—
3. 対策工法案		
①	平成 14 年度に多くの意見を取り交わし決定した方針が今回も踏襲されており、評価できる。あまり多くの対策・改修を行わず、必要最小限の改修だけでも良いのではないか。	基本方針を踏まえ、必要最小限の対策を行います。
②	施工業者の選定は慎重に行っていただきたい。	適切な施工が出来るよう工事管理を行います。
③	シオカラ谷側など、登山靴を着用したハイカーが多い箇所などは、岩盤が露出した状況のままでも問題なく、対策工を講じる必要はないのではないか。	植生や浸食への負荷の軽減を図るため、必要最小限の対策を行います。

No.	意見	対応方針
3. 対策工法案		
④	シオカラ谷から大蛇岨側は雨水を如何に排水するのかという検討だけをすれば良いのでは。	排水導流工の設置と併せて、歩道浸食箇所等の必要最小限の対策を行います。
⑤	土留め工は丸太前面を鉄筋で抑えただけの計画であるが、丸太に鉄筋を貫通させるなどしたほうが良いのでは。	土留め工の設置箇所は必要最小限とした上で、ご指摘いただきました工法に変更致します。
⑥	水止工として粗朶柵を計画しているが、強度的に期待できないため、丸太柵に変更してはどうか。	ご指摘のとおり強度は落ちますが、計画箇所がカーブしているため、今回は柔軟な施工が可能な粗朶柵で対策を図りたいと思います。
⑦	排水不良地対策工は今回の計画では砂利敷きをし、踏み石を並べて設置する計画であるが、これまでと同じく踏板を敷き並べる方が良いのでは。	調査の結果、排水不良地の範囲が広く、長い踏板の場合、排水の阻害要因にもなることから、新規の対策範囲は最小限の砂利敷きを行い、既設の踏板についても排水を促す切欠きの改修により対策を図りたいと思います。
⑧	排水導流工（横断排水）は、自然石を 1 列に並べただけでは水圧に耐えられず流されてしまうため、これまでと同じく横断側溝を採用してはどうか。	維持管理の容易さも踏まえ、ご指摘いただいた水圧を考慮した工法に変更致します。
4. その他		
①	トイレの絶対数が不足している。歩道修復とは別で整備の検討をお願いしたい。	今後の課題として考えていきたいと思えます。
②	近年、外国人観光客が増加している。標識（道標）について、多言語表記の整備を検討いただきたい。	今後の課題として考えていきたいと思えます。

平成 25 年度 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会 第 2 回利用対策部会

意見交換

◆日 時 平成 26 年 2 月 12 日 (水) 14:00~17:00

◆場 所 かしはら万葉ホール 4 階 視聴覚室

◆出席者 委員 4 名 (長嶋委員、西田委員、日比委員、村上委員)  
関係機関 8 機関 (三重森林管理署、奈良県くらし創造部、三重県農林水産部、川上村、大台町、上北山村商工会、近畿日本鉄道(株)、奈良交通(株))  
オブザーバー 1 名 (田村氏)

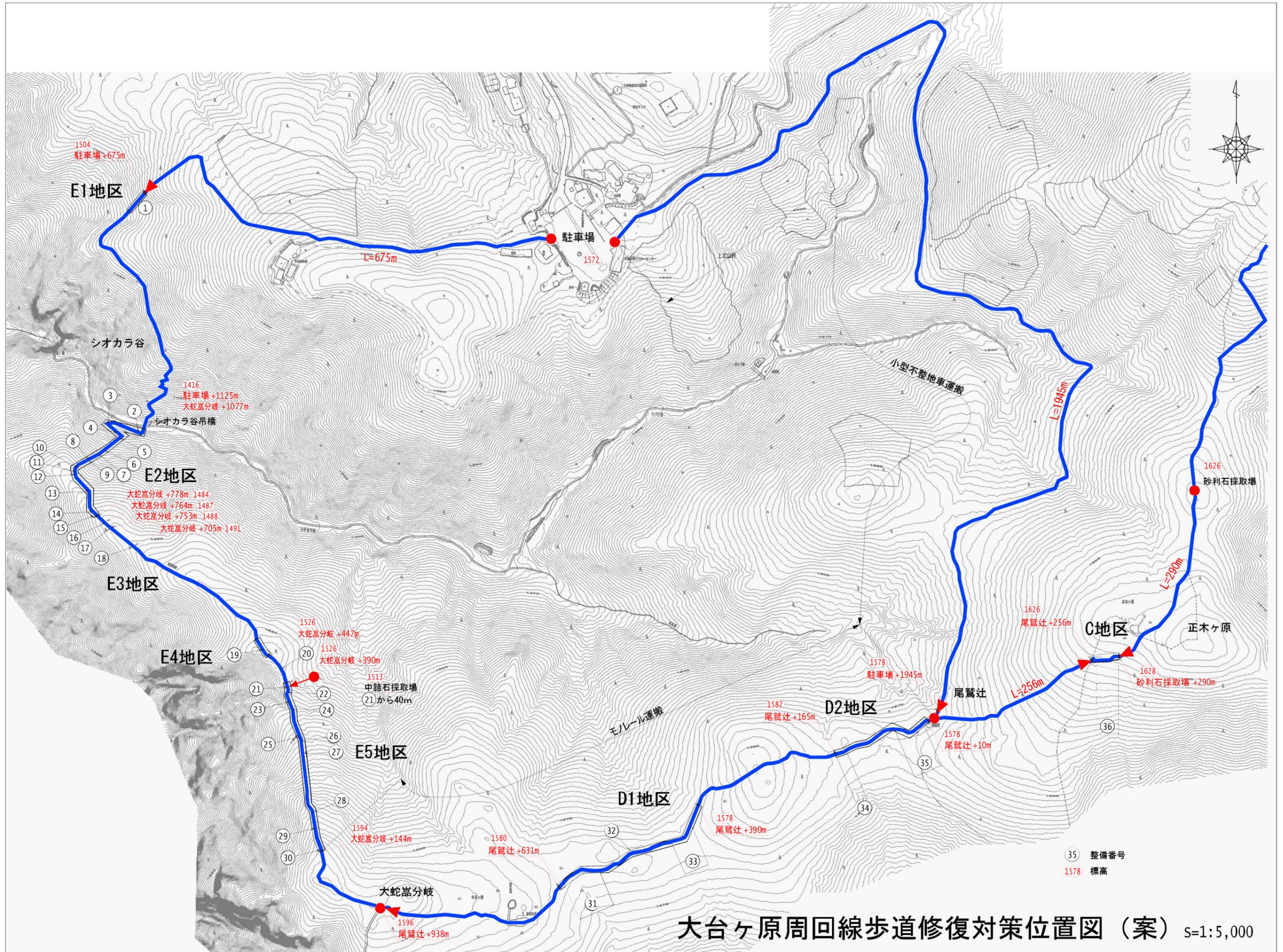
◆事務局 近畿地方環境事務所 8 名、業務委託会社 3 名 他

- ◆議 事 (1) 平成 25 年度環境省が実施した利用に関する各種調査及び取組の結果  
(2) 利用対策に係る第 2 基計画の取組結果と課題 (案)  
(3) 利用対策に係る次期計画 (案)  
(4) 大台ヶ原周回線歩道 (東大台) の歩道修復について

◆意 見 ※ (4) に関するもの

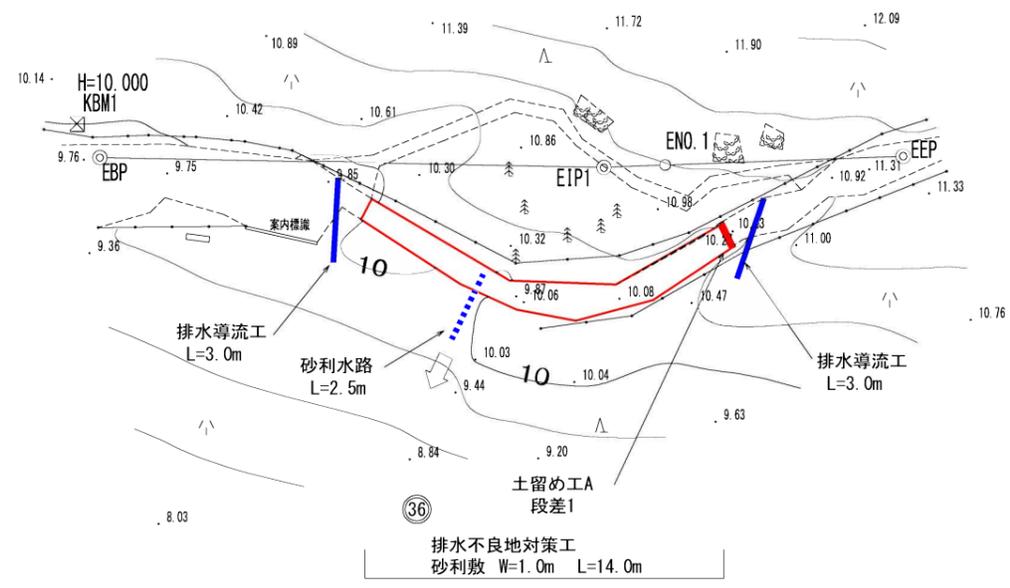
No.	意見	対応方針
1. 対策工設計図		
①	土留め工に関して、水叩き石は設計図に示す「径 200 以上」では小さいと考える。重要な役割を果たす部分であるので、径 300 以上にすべきと考える。	ご指摘のとおり、径 300 以上に変更いたします。
②	C 地区の排水不良地について、排水導流工がダムになる可能性もあり、場所の選定は慎重に行うべき。将来的な洗掘に備えて現段階から洗掘防止用の踏石を貼ってはどうか。他にも当該地点の上部や下部に排水不良地があり、その修復はどうするのか。	ご指摘のとおり、洗掘防止を考慮し、現地歩道沿いに確認された礫を現地で採取し、敷並べます。また、状況に応じて修復を進めていきます。
③	D1、D2 地区に採用されている踏石、砂利敷工であるが、大台ヶ原では砂利は流されてしまうため、砂利敷工は採用しない方がよい。半割丸太か踏み石を並べ、ミヤコザサの回復力を借りるのが良いのでは。	ご指摘のとおり、砂利敷をとりやめ、踏み石により歩道外への踏み出し防止等を図ります。

No.	意見	対応方針
④	D2 地区④や D1 地区③の排水不良地はロープ柵で歩道幅を制限し、ミヤコザサの回復の助けを借りてはどうか。また、神武天皇像前の裸地は必要ないため、ロープ柵によって歩道制限を図るべきと考える。	神武天皇像前は休憩の場としても利用されており、これ以上の踏み出しを防ぐためにも、今後、利用状況に応じて対応を考えていきたいと存じます。
⑤	E2~E5 地区の急傾斜部は、露出した岩盤がある程度安定しているため、対策工は不要と考える。E4 地区⑨や E3 地区⑩⑪は傾斜の緩い稜線部であり、階段状に土留め工を施工する必要はないと考える。また、E5 地区⑫や E2 地区④は傾斜の緩い短い岩場のためくさり場は不要と考える。	ご指摘のとおり、急傾斜部はある程度安定した岩盤が確認されていますが、その中で木の根が洗い出された箇所が数カ所 (資料 P14 写真) 確認されており、最小限の土留めによる根系の保護が必要と考えます。また、雨天時の露岩は滑り易く、現場では登山者がロープ柵を頼ったことにより、支柱が倒れているとみられる状況 (資料 P11 写真) も確認されていることから、最小限のくさり場の設置は必要と考えます。施工箇所については、現地説明の際に現場を確認していただきたいと存じます。
⑥	E1 地区の石段 7 箇所の修復はセメントを使用しない空積工をお願いします。平成 12 年の現地説明会で、奈良県はコンクリート部分を撤去して空積工にする意向を示しましたが、撤去の費用を考えて、壊れるにまかせて修復することになりました。したがって今後も、コンクリート部分が壊れたときの修復は、空積工をお願いします。	ご指摘の現場は急傾斜の区間にモルタル練積みの石段が連続して設置されており、今回、数カ所の浮いた踏み石 (資料 P16 写真) について現場で同様に据え直したいと考えています。急傾斜区間でもあり、単に壊れるがままにしておくことは歩道の安全管理上不適当と考えており、破損が進み抜本的な修復の必要が生じた際に環境や景観に配慮した修復工法の検討を行います。

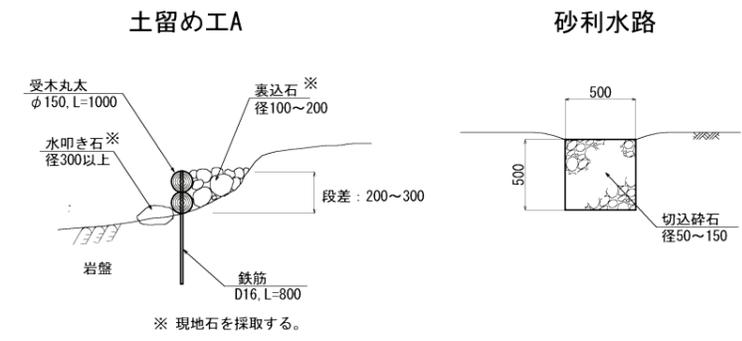


# 整備計画図 (C地区)

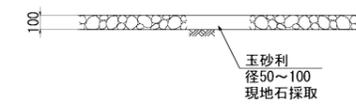
平面図 S=1:250



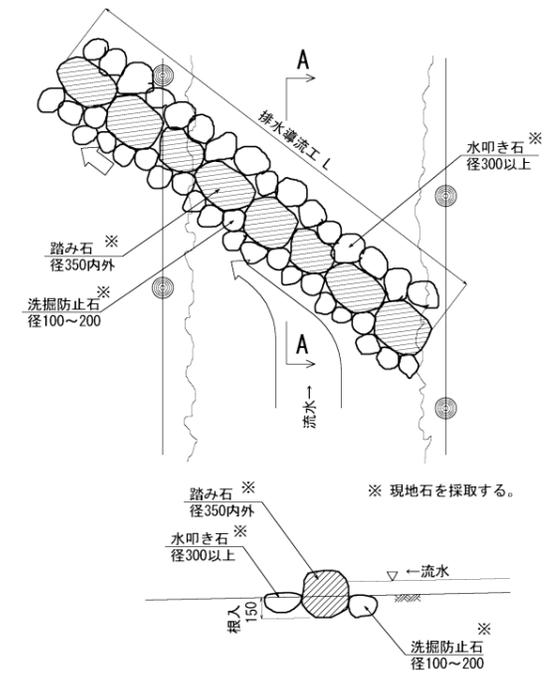
工法図 S=1:50



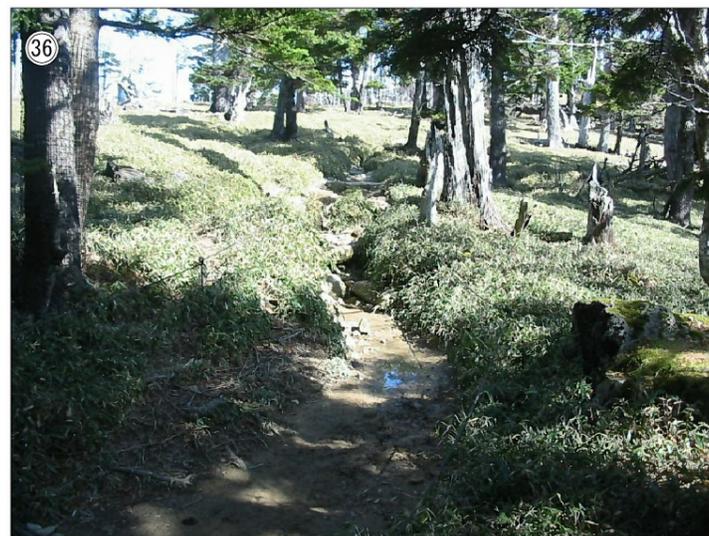
砂利敷 (C地区)



排水導流工

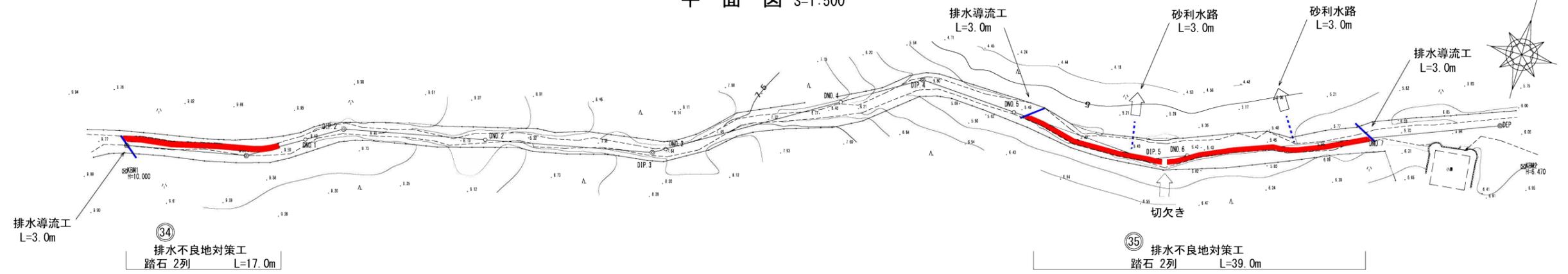


対策箇所の写真



# 整備計画図 (D2地区)

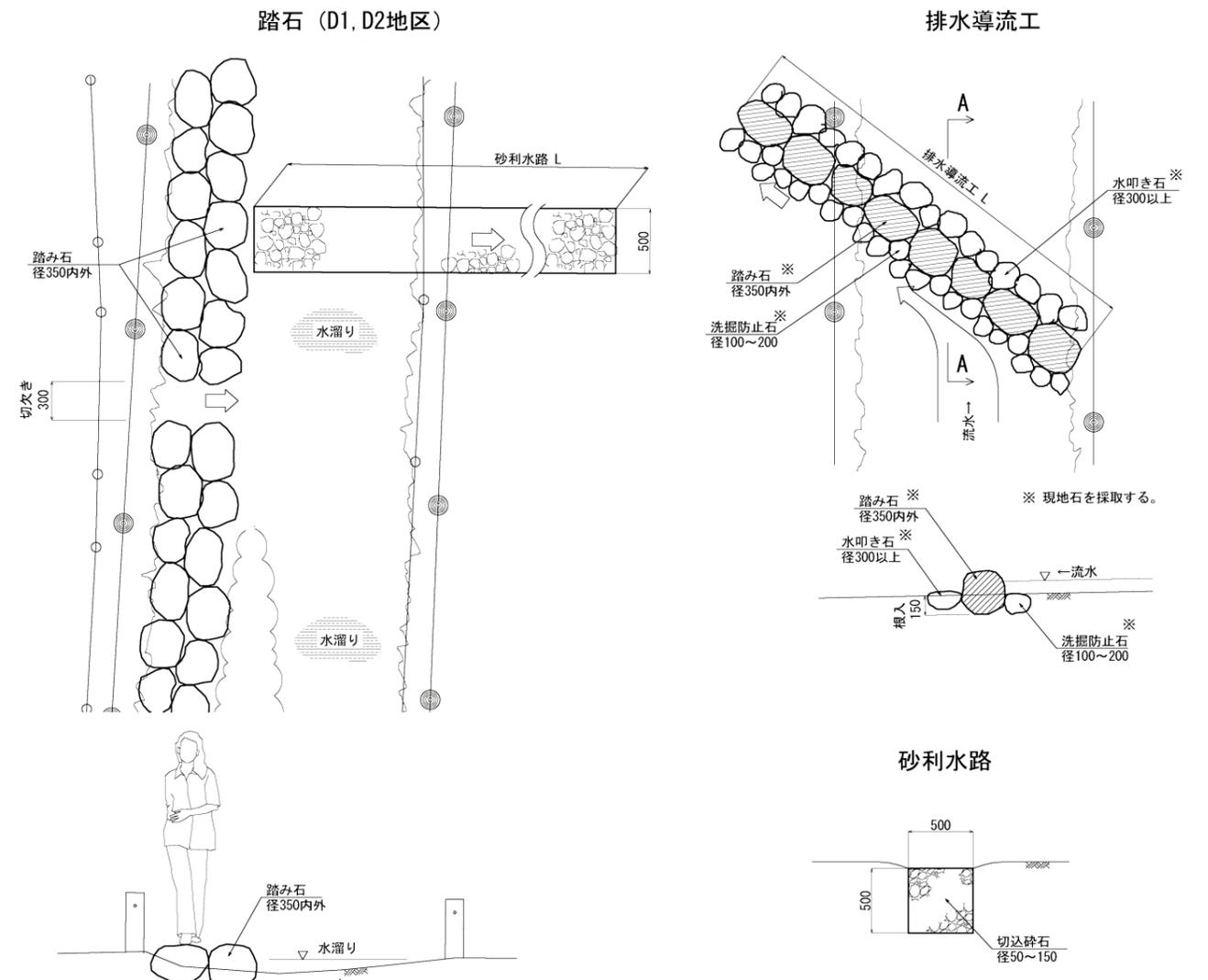
平面図 S=1:500



対策箇所の写真

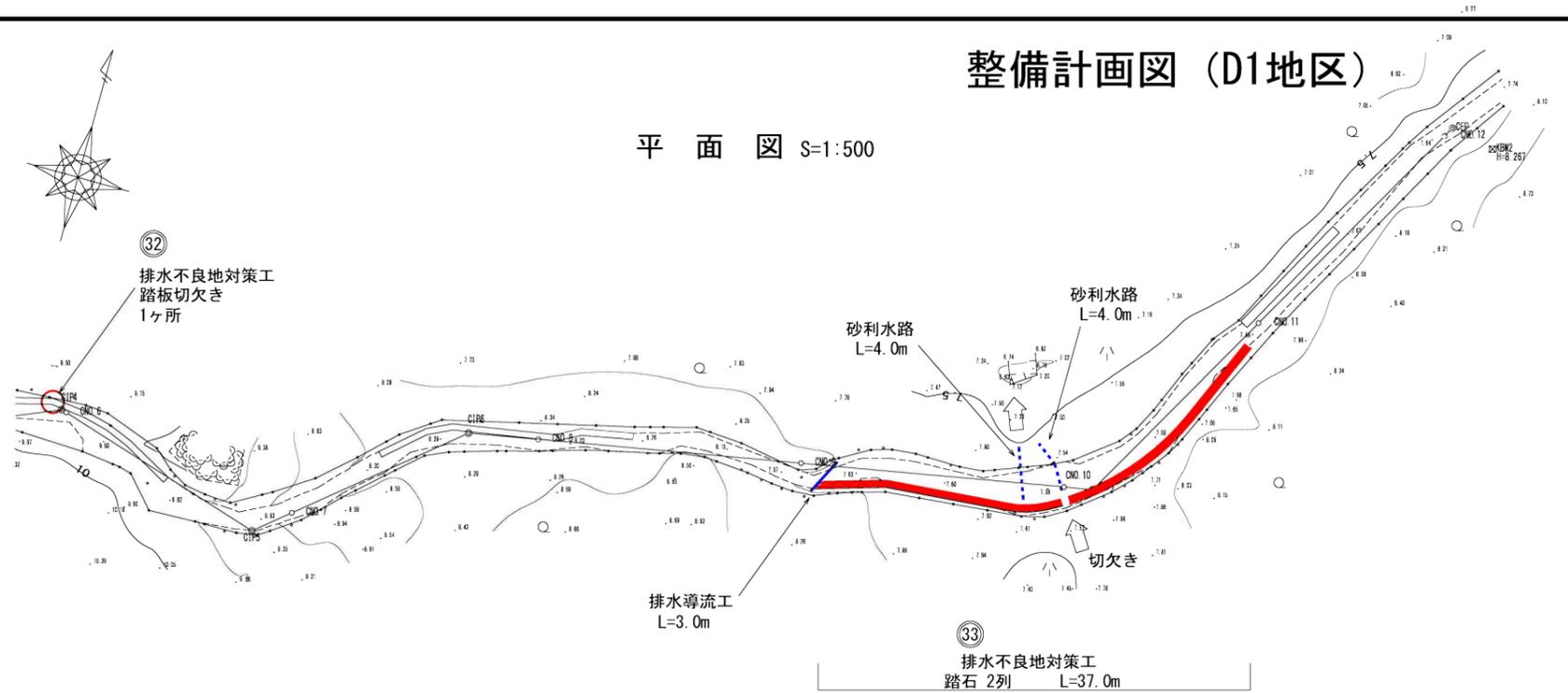


工法図 S=1:50



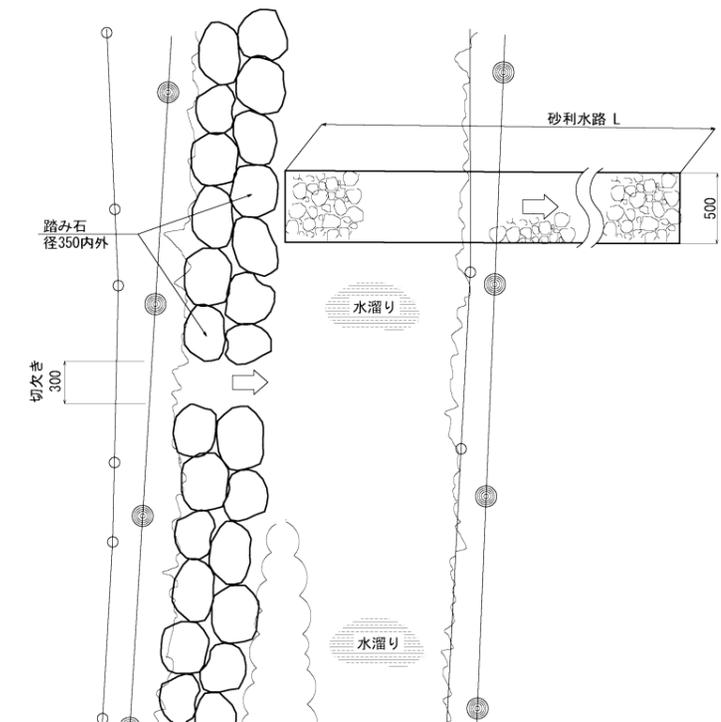
# 整備計画図 (D1地区)

平面図 S=1:500



工法図 S=1:50

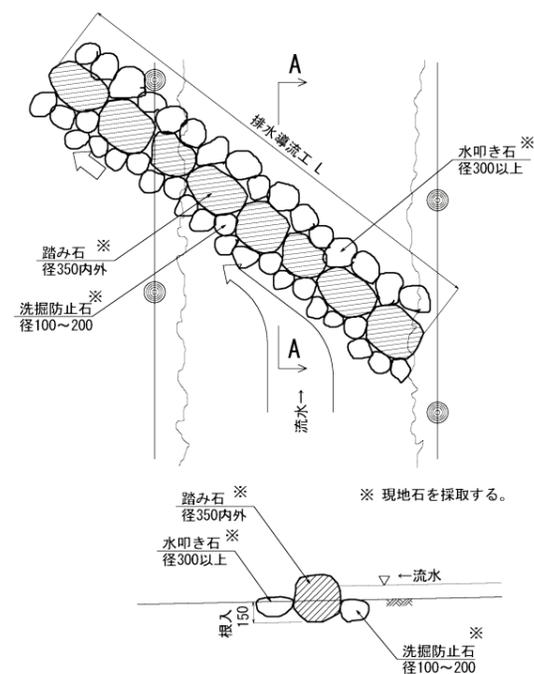
踏石 (D1, D2地区)



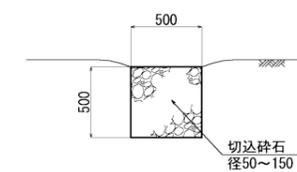
対策箇所の写真



排水導流工



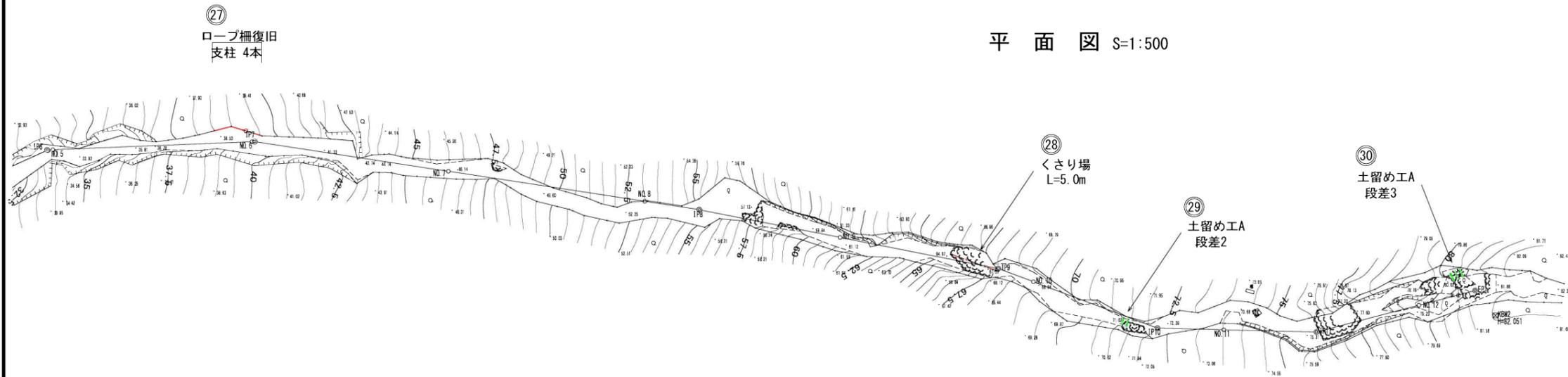
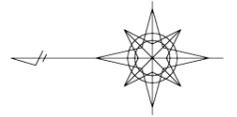
砂利水路





# 整備計画図 (E5地区)

平面図 S=1:500

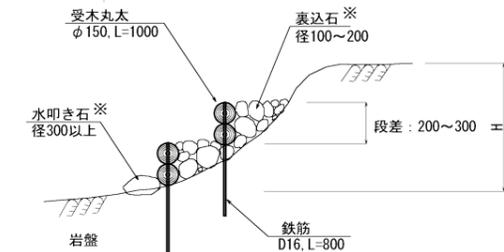


対策箇所の写真

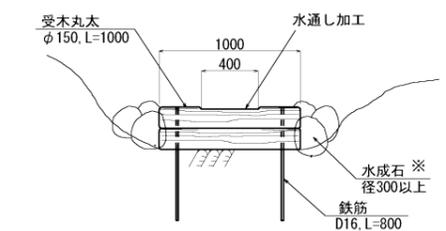
工法図 S=1:50



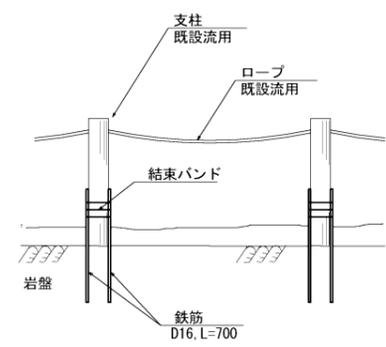
## 土留め工A



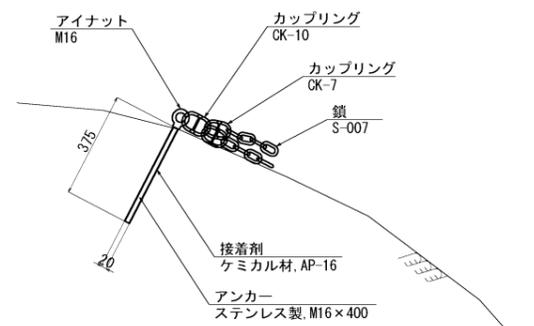
※ 現地石を採取する。



## 柵工/ロープ柵復旧



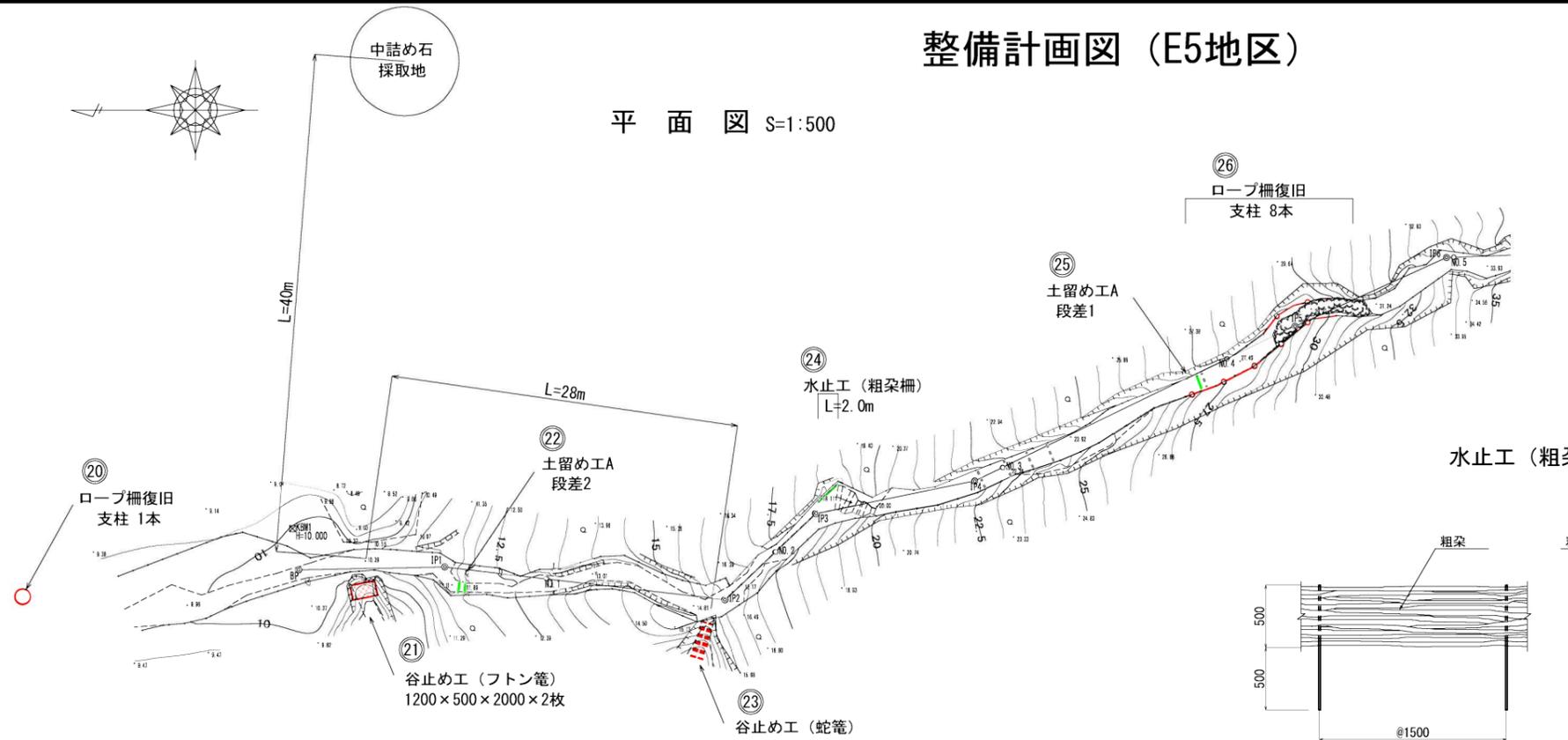
## 柵工/くさり場



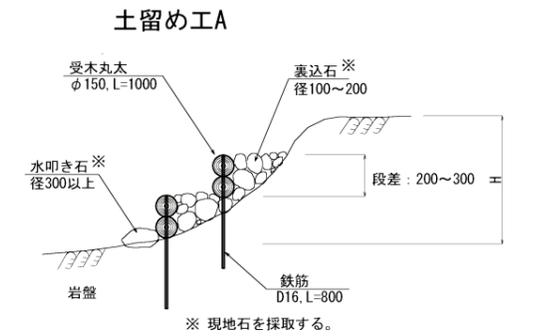
# 整備計画図 (E5地区)

平面図 S=1:500

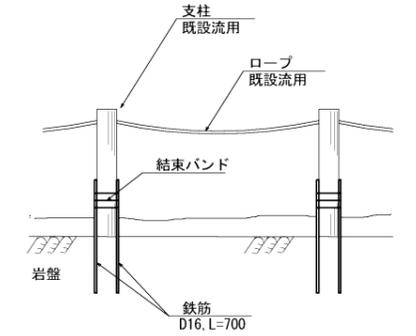
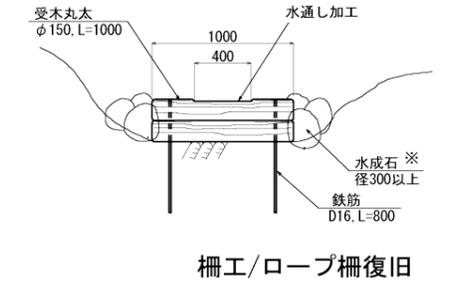
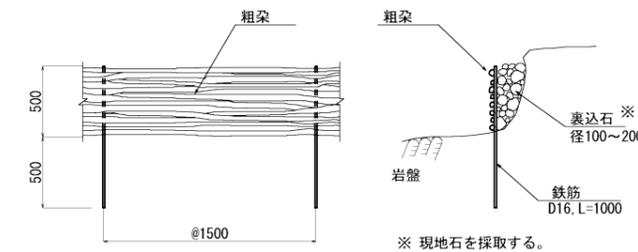
工法図 S=1:50



対策箇所の写真



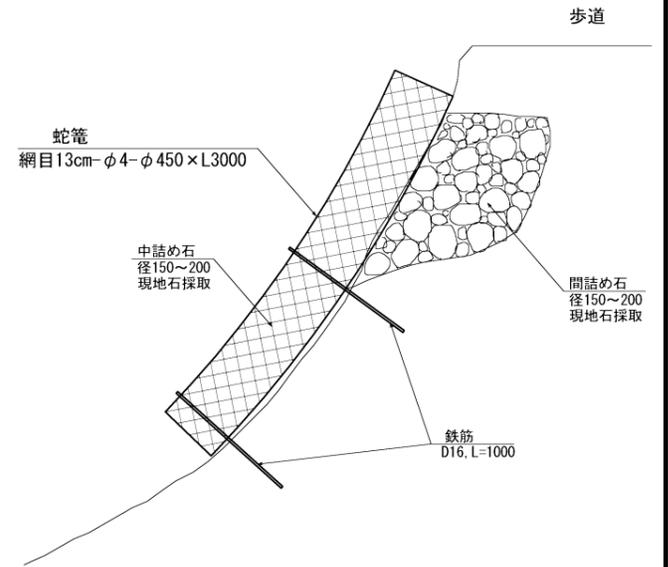
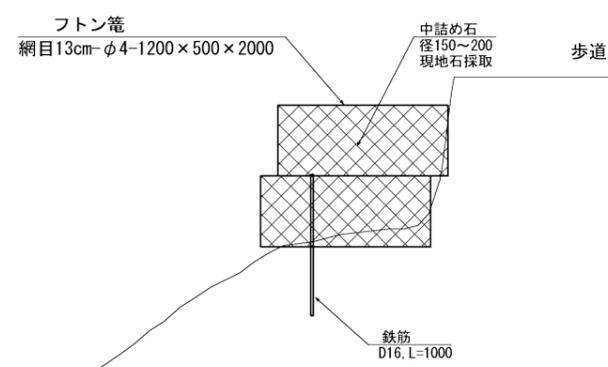
水止工 (粗朶柵)



谷止め工/蛇籠



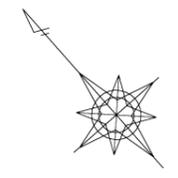
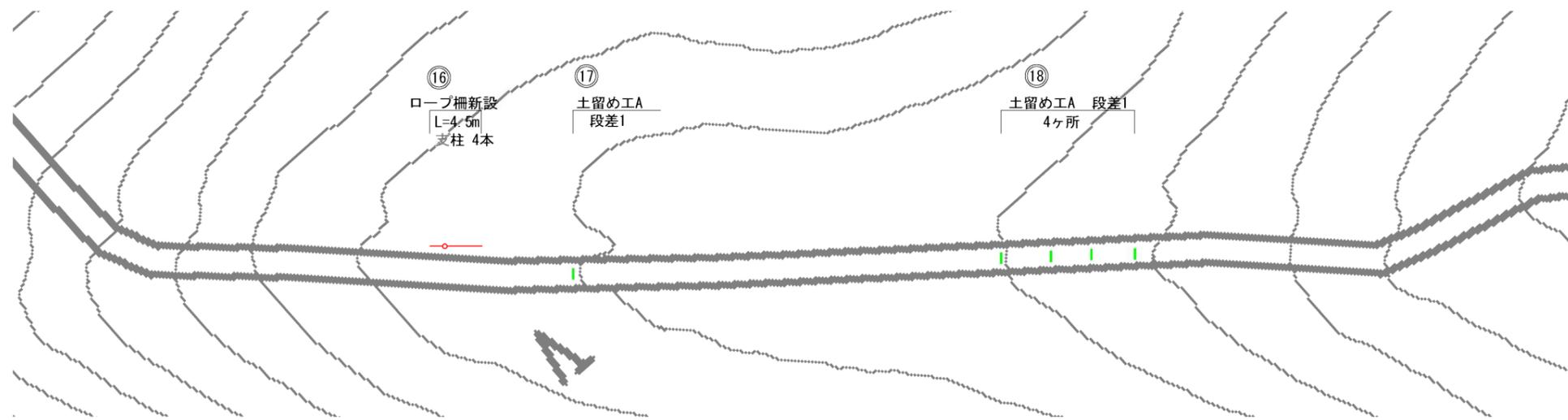
谷止め工/フトン籠





# 整備計画図 (E3地区)

平面図 S=1:500

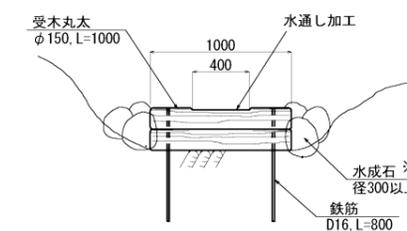
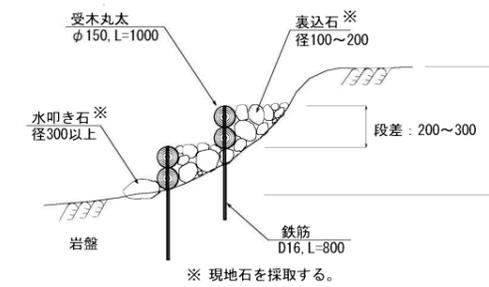


対策箇所の写真

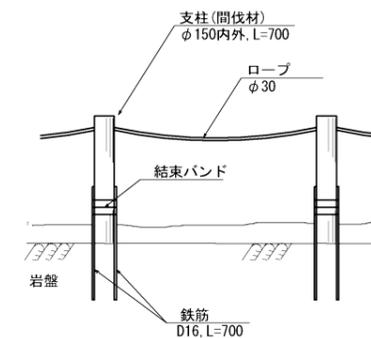


工法図 S=1:50

## 土留め工A



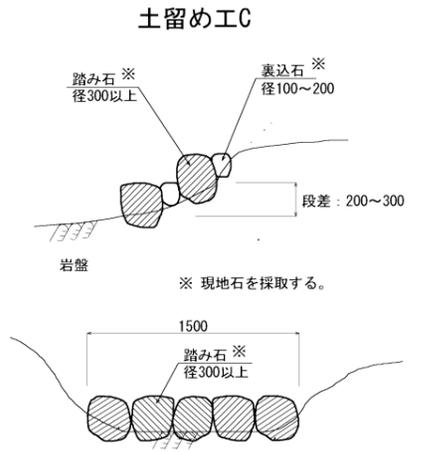
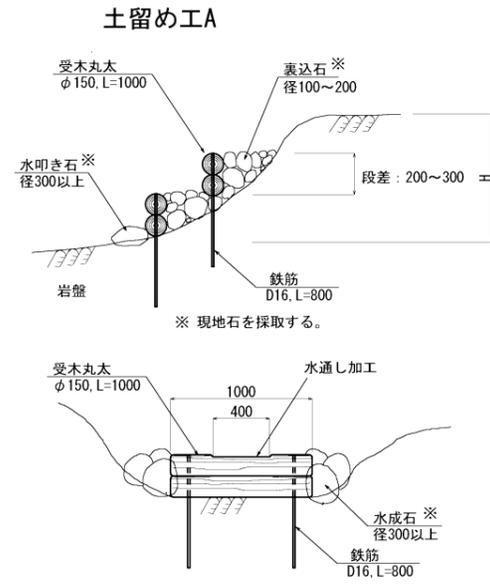
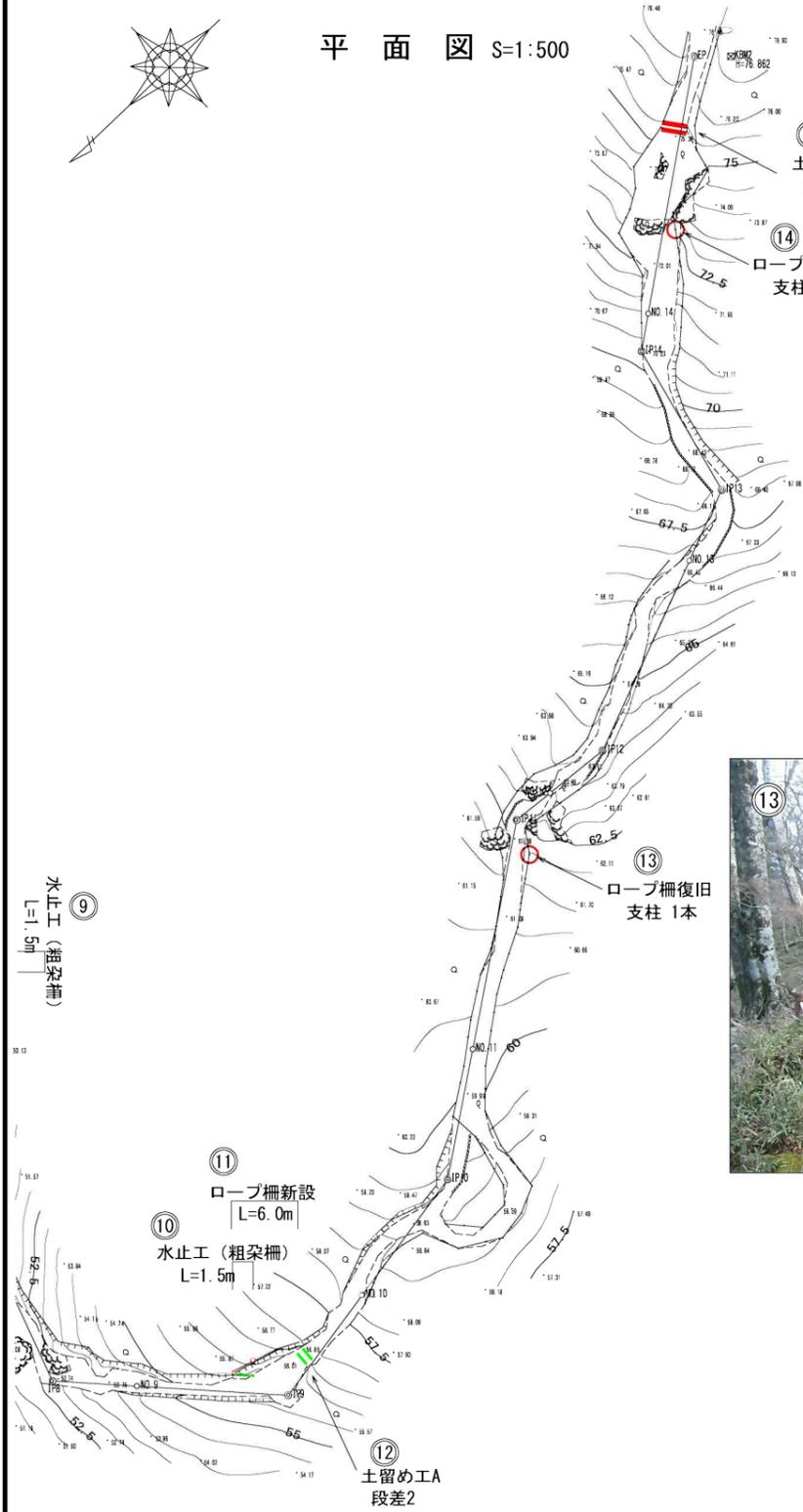
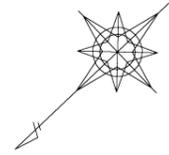
## 柵工/ロープ柵新設



# 整備計画図 (E2地区)

平面図 S=1:500

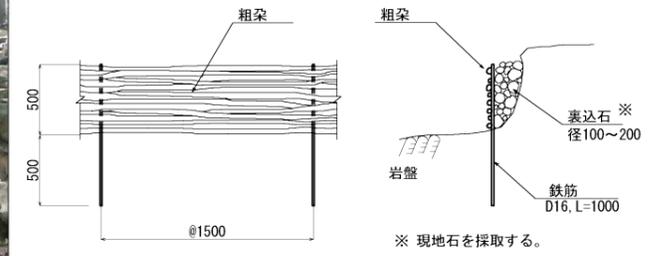
工法図 S=1:50



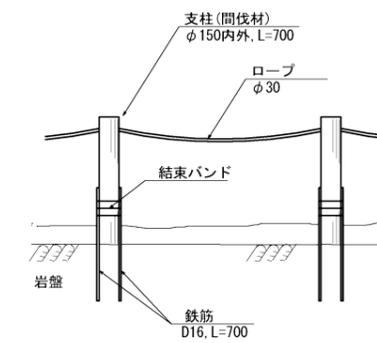
対策箇所の写真



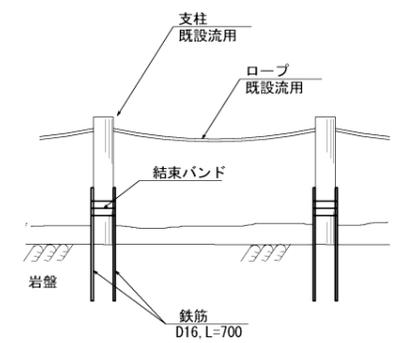
水止工 (粗朶柵)



柵工/ロープ柵新設



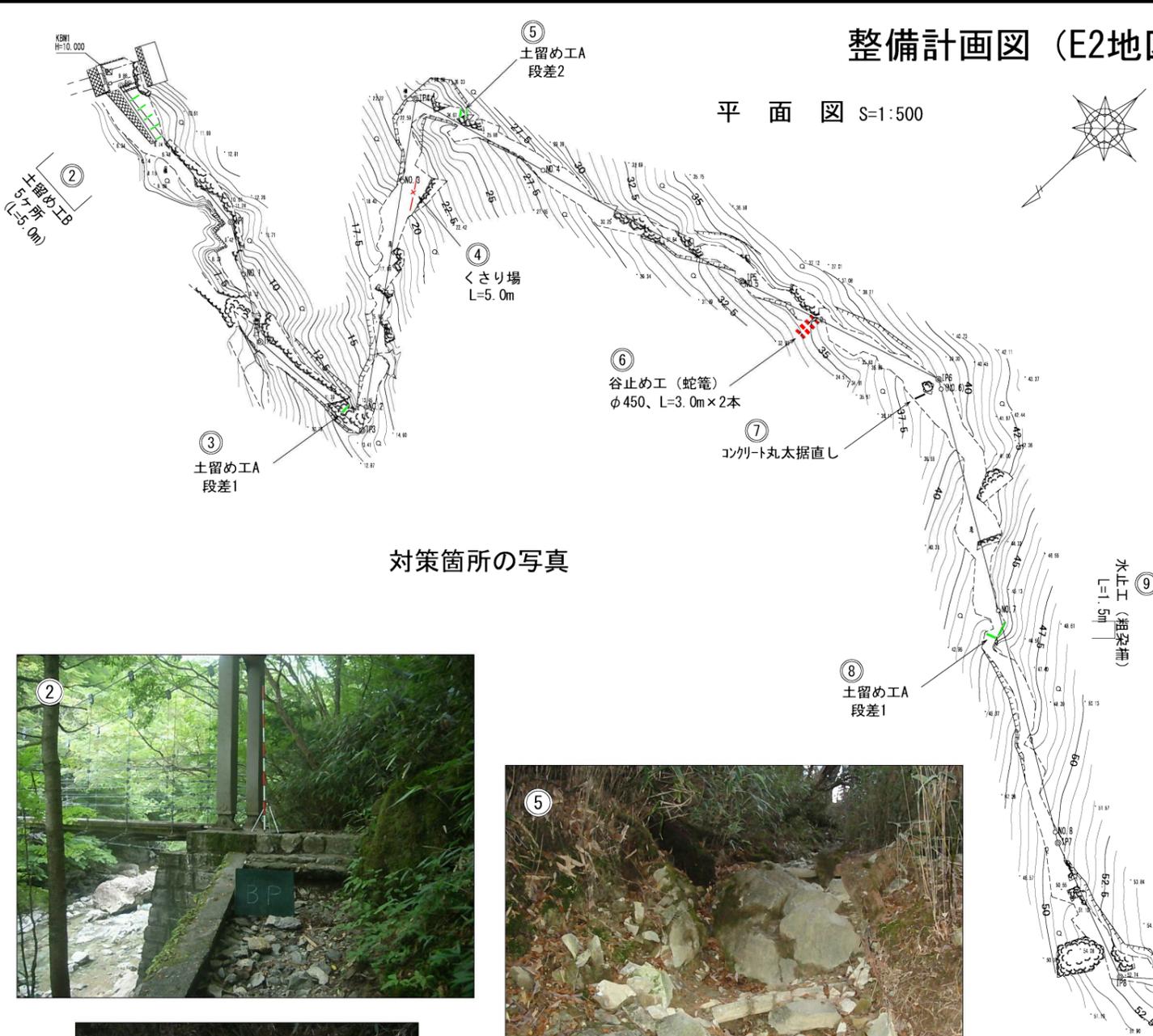
柵工/ロープ柵復旧



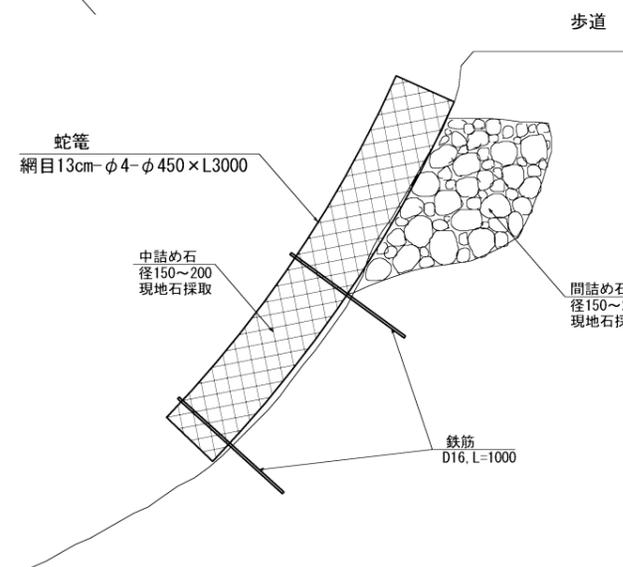
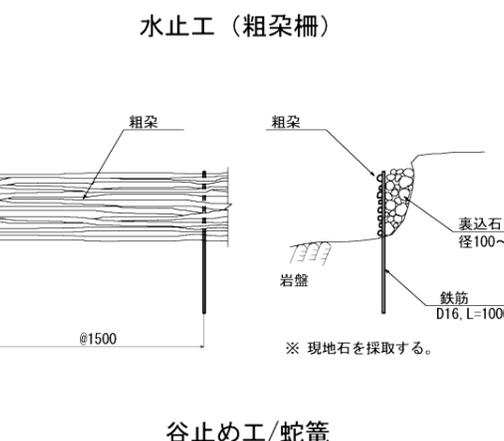
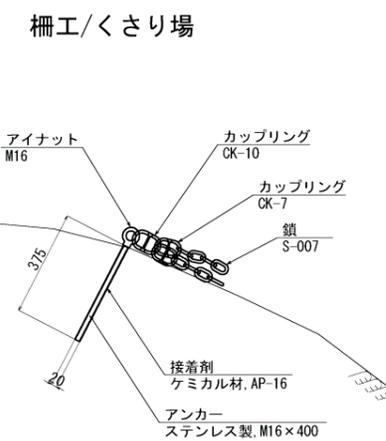
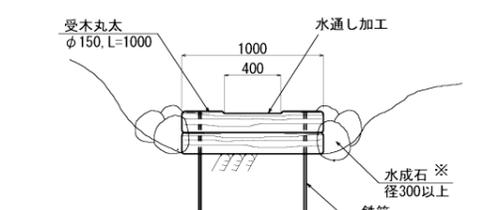
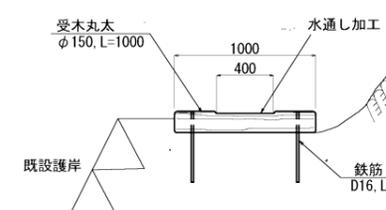
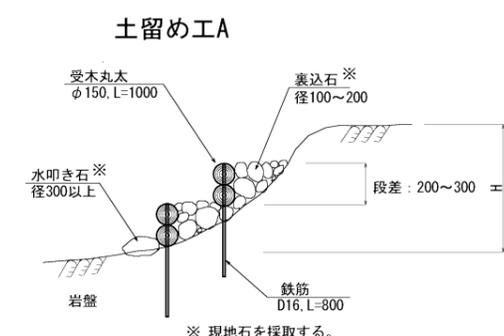
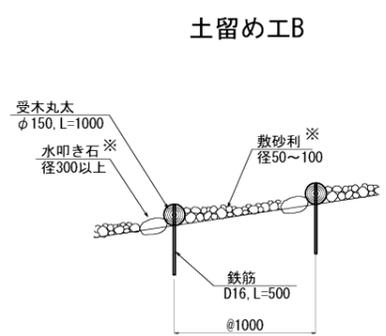
# 整備計画図 (E2地区)

平面図 S=1:500

工法図 S=1:50

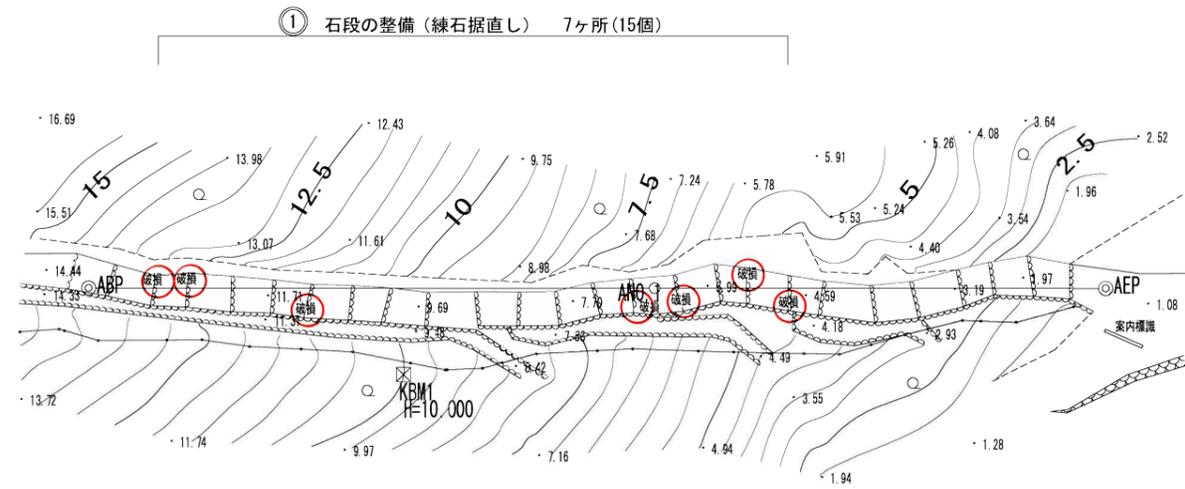
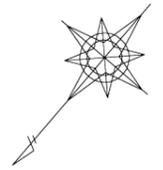


対策箇所の写真



# 整備計画図 (E1地区)

平面図 S=1:250



対策箇所の写真





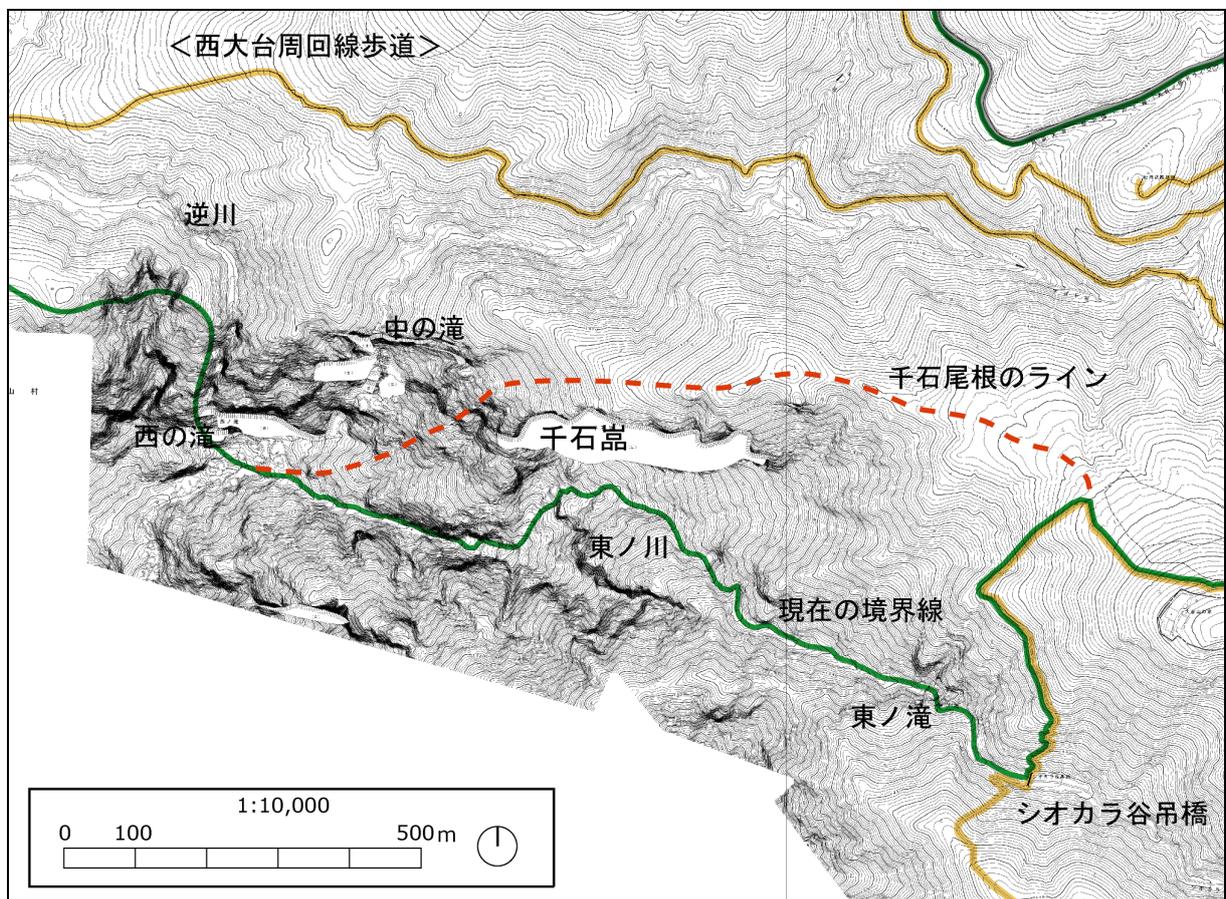
## 2. 西大台利用調整地区の区域の変更について

### ○千石嶮の登攀利用者に関する問題点

- ・千石嶮に登攀するクライマーなど、利用調整地区に立ち入られる場合は事前に認定手続きをして頂いている。
- ・しかし、利用調整地区内で歩道外を歩行することは、協議会での合意事項に反している。
- ・一方、クライマーにとっても、立入認定の手続きを行い、レクチャーを受けた上で立ち入る必要があり、負担となっている。

### ○千石嶮周辺の区域変更に関する提案

- ・上記の問題を解消するために、平成 24 年度の第 2 回大台ヶ原の利用に関する協議会において、現在の利用調整地区の境界線を、東ノ川右岸から、「千石尾根」の歩道跡のラインに変更し、千石嶮を利用調整の対象外とすることが提案された。



### ○今後の取り組み方針

- ・大台ヶ原の利用に関する協議会での議論を踏まえ、千石嶮周辺の境界線の見直しを行うことでコンセンサスが得られれば、平成 26 年度以降、千石尾根の現地確認などを行い、境界線の変更に向けた検討を進めることとする。

## 大台ヶ原における標識・パンフレット等の多言語化について

## 1. 全国的な国際観光の動向

観光立国実現のためには、訪日外国人旅行者の快適・円滑な移動・滞在のための環境整備を図り、日本に来てよかったと満足して帰国いただくとともに、リピーターとして再来日していただくことが重要である。

このため、観光庁では、平成 25 年 6 月 11 日の観光立国推進閣僚会議において決定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」に則り、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において、外国人目線に立った各分野に共通するガイドラインを策定して、多言語対応の改善・強化を図るべく、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のための検討会」（表 1）を設置し、平成 25 年 10 月より検討を重ねている。

その結果、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のための検討会」としての「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（案）」をとりまとめ、これを基に、今後、観光庁として検討の上、ガイドラインとして策定・公表していく予定である。

表 1 観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のための検討会メンバー

<委員>	
親 泊 素 子	江戸川大学社会学部現代社会学科教授
垣内 恵美子	政策研究大学院大学文化政策プログラムディレクター、教授
孔 怡	テレビ・ラジオパーソナリティ、国際文化交流アドバイザー、Visit Japan 大使
小平 房代	東京都産業労働局観光部観光まちづくり担当課長
小手川 大助	キャノングローバル戦略研究所研究主幹
佐々木 亨	北海道大学大学院文学研究科教授
砂 川 敬	京都市産業観光局観光 MICE 推進室観光おもてなし課長
辻村 聖子	通訳案内士、Visit Japan 大使
辻村 由佳	一般財団法人国際観光サービスセンター成田国際空港外国人観光案内所長、Visit Japan 大使
ブラッド・トウル アダム・フルフォード	一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューロープロモーション事業部長 フルフォード・エンタープライズ CEO
古屋 広明	富士河口湖町観光課長
○山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
李 容淑	株式会社リソカイ代表取締役社長、大阪経済大学客員教授、Visit Japan 大使
(50 音順、○：座長、敬称略)	
<行政側>	
中尾 文子	環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室長
坪田 知広	文部科学省生涯学習政策局社会教育課長
江崎 典宏	文化庁文化財部美術学芸課長
松田 成史	文化庁長官官房政策課独立行政法人支援室長
永島 潮	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長
勢田 昌功	〃 総合政策局公共事業企画調整課事業総括調整官
和田 信貴	〃 都市局都市計画課長
金尾 健司	〃 水管理・国土保全局河川計画課長
石川 雄一	〃 道路局企画課長
五十嵐 徹人	〃 鉄道局鉄道サービス政策室長
瓦林 康人	〃 自動車局旅客課長
大石 英一郎	〃 海事局内航課長
高田 昌行	〃 港湾局産業港湾課長
久保田 雅晴	〃 航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長
桜田 昌之	〃 北海道局参事官
木下 章	〃 国土地理院基本図情報部長
篠原 康弘	〃 観光庁審議官
高橋 一郎	〃 観光庁参事官（外客受入） ※事務局
加藤 進	内閣官房副長官補室参事官
山田 洋	日本政府観光局事業連携推進部次長
(敬称略)	

出典：国土交通省観光庁 HP ([https://www.mlit.go.jp/kankocho/news03\\_000100.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000100.html))

「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のための検討会」としての  
「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン(案)」概要

○「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(平成25年6月観光立国推進閣僚会議決定)に基づき、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において、外国人目線に立った共通するガイドラインの策定により、多言語対応の改善・強化を図るとともに、取組の評価を行う。

「観光立国実現に向けた多言語対応の改善強化のための検討会」の設置

<構成メンバー>

- 学識経験者、外国人、自治体
  - 関係省庁(内閣官房、文科省、環境省、国交省)
  - 日本政府観光局(JNTO)
- 座長: 山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究所教授

<ヒアリング対象者>

- 関係事業者、施設管理者
  - ・美術館・博物館関係者
  - ・観光地関係者(観光協会)
  - ・鉄道・自動車・海事・港湾・航空関係者
- 留学生



<第3回検討会(12/2開催)の様子>

- ➡平成25年10月に第1回検討会を開催。
- ・道路案内標識における取組を共有しつつ、関係者との間で議論を整理。本年1月31日に第5回検討会を開催し、とりまとめた。
- ・これを基に、今後、観光庁として検討の上、ガイドラインとして策定・公表していく予定。

共通ガイドラインに記載する主な項目・特徴

1. 多言語対応言語の考え方

「多言語対応の対象となる情報」の種類	基本ルール	外国人の来訪者数や誘致目標等、施設特性や地域特性の観点から、英語以外の表記の必要性が高い施設
①禁止・注意	英語	英語 中国語・韓国語、 その他必要とされる言語
②名称・案内・誘導・位置	英語	英語 中国語・韓国語、 その他必要とされる言語
③展示物等の文章解説	英語	英語 中国語・韓国語、 その他必要とされる言語

■ 併記を行うことを基本とする。  
■ 視認性や美観に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。

※但し、専ら地域住民の用に供されている施設等については、日本語表記のみ。

・ピクトグラムの活用も有効

<例>

禁煙 立入禁止

※パンフレット、モバイル媒体、係員による口頭案内、音声案内等と相互補完

-1-

「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のための検討会」としての  
「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン(案)」概要

共通ガイドラインに記載する主な項目・特徴

2. 多言語での表記方法 (イメージは別紙)

<例:英語の表記方法>

■ 固有名詞(ローマ字) + 普通名詞(英語)で表記

(例) 成田空港 Narita Airport  
日比谷公園 Hibiya Park

■ 「固有名詞(ローマ字) + 普通名詞(ローマ字)」 + 普通名詞(英語)で表記

※「○○山」「○○川」等、普通名詞部分を含めた全体が不可分の固有名詞として広く認識されている場合

(例) 月山 Mt. Gassan ※Mt. Fujiのような表記が広く認識されている場合には、当該表記による。  
荒川 Arakawa River (例) 富士山 Mt. Fuji  
清水寺 Kiyomizu-dera Temple

■ ローマ字で表記(必要に応じ英語で意味を補記)

① 駅名として使用されている等、日本語による発音表記が確立されており、日本語の読み方を伝える必要がある場合  
(例) 国会議事堂前 Kokkai-Gijidomae (National Diet Bldg.)

② 一定の対訳があるものの、日本文化を正しく理解するために、日本語の読み方を伝える必要がある場合  
(例) 茶碗 Chawan (Tea bowl)

※日本語の読み方が広く認識されている場合は英語の補記は不要  
(例) 侍 Samurai 温泉 Onsen

③ 翻訳先言語に對訳語がない場合

(例) 暖簾 Noren (Traditional shop curtain)

※日本語の読み方が広く認識されている場合は英語の補記は不要  
(例) 寿司 Sushi

3. 具体的な対訳語

○多言語対応言語の代表例として、英語・中国語・韓国語の3言語で、400以上の用語・文例について対訳語を記載。

<対訳語一覧のイメージ>

日本語	英語	中国語(簡体字)	韓国語
立入禁止	No Entry	禁止入内	출입금지
撮影禁止	No Photos	禁止拍摄	촬영금지
非常口	Emergency Exit	安全门	미상구
落ち着いて、非常放送や施設関係者の指示に従ってください。	Keep calm. Listen for more information and instructions.	请保持冷静, 听从紧急广播或工作人员指示	당황하지 마시고 비상방송과 담당관의 지시에 따라 주십시오
大雪のため、この電車は運転を見合わせています。	The train has stopped due to heavy snow. We will be on our way again as soon as possible.	因大雪本次列车正在调整运行时间	폭설로 인해 이 열차는 운행을 일단 중지하고 있습니다
病院へ連れて行きますでしょうか?	Shall I take you to a hospital?	需要送您去医院吗?	병원에 모시고 갈까요?
通り	Avenue / Street / Boulevard	路	거리/도로
寺	Temple	寺庙	사원(절)
城	Castle	城堡	성
温泉	Onsen	温泉	온천
棚田	Tanada (rice terrace)	梯田	계단식 논
酒蔵	Sakagura (sake brewery)	酒窖	술도가

-2-



## 2. 奈良県における国際観光の動向

### (1) 奈良県への外国人訪問客数の推移

奈良県では、平成 22 年に外国人訪問客数が 64 万 6,000 人となり、過去最高となった。しかし、平成 23 年に、東日本大震災および円高等の影響による全国的な外国人訪問客数の減少が起こり、奈良県でも 23 万 6,000 人に減少した。その後、平成 24 年には、28 万 5,000 人となり、回復傾向がみられる。

なお、平成 24 年度における、全国の外国人訪問客数に対する奈良県の訪問率は 3.4%、全国順位は 12 位であった。

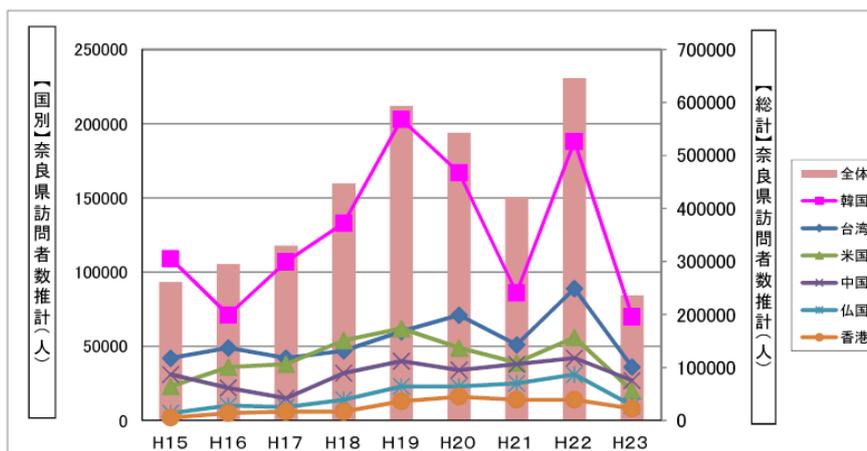


図 1 奈良県における外国人訪問客数の推移  
出典：平成 24 年奈良県外国人観光客実態調査結果報告書

### (2) 奈良県における外国人観光客の実態

#### 1) 旅行形態

奈良県における外国人観光客の旅行形態は個人旅行が最も多い。地域別にみると、東アジア地域の観光客で、団体ツアーが比較的多くなっている。

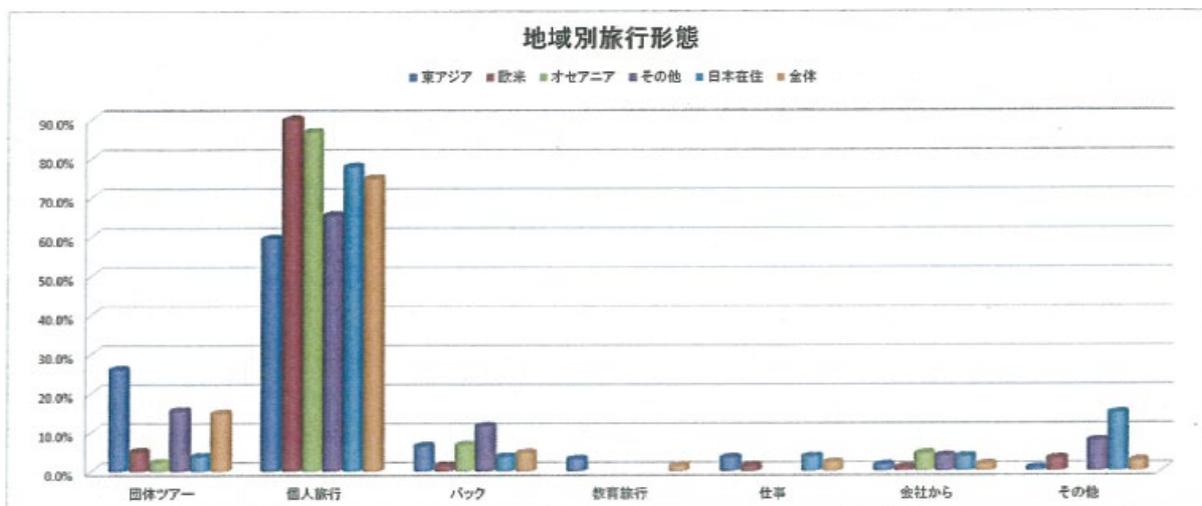


図 2 地域別旅行形態  
出典：同上

## 2) 訪問した目的

外国人観光客は奈良県を訪問した目的は、「世界文化遺産」、「自然や景観」、「大阪・京都近距離・交通の便がよい」、「歴史」の順であった。

地域別にみると、欧米やオセアニアでは、「世界文化遺産」や「歴史」という回答が、他の地域に比べ、やや多くなっている。

また、東アジア地域では、「自然や景観」との回答が他の地域に比べてやや多い傾向がある。

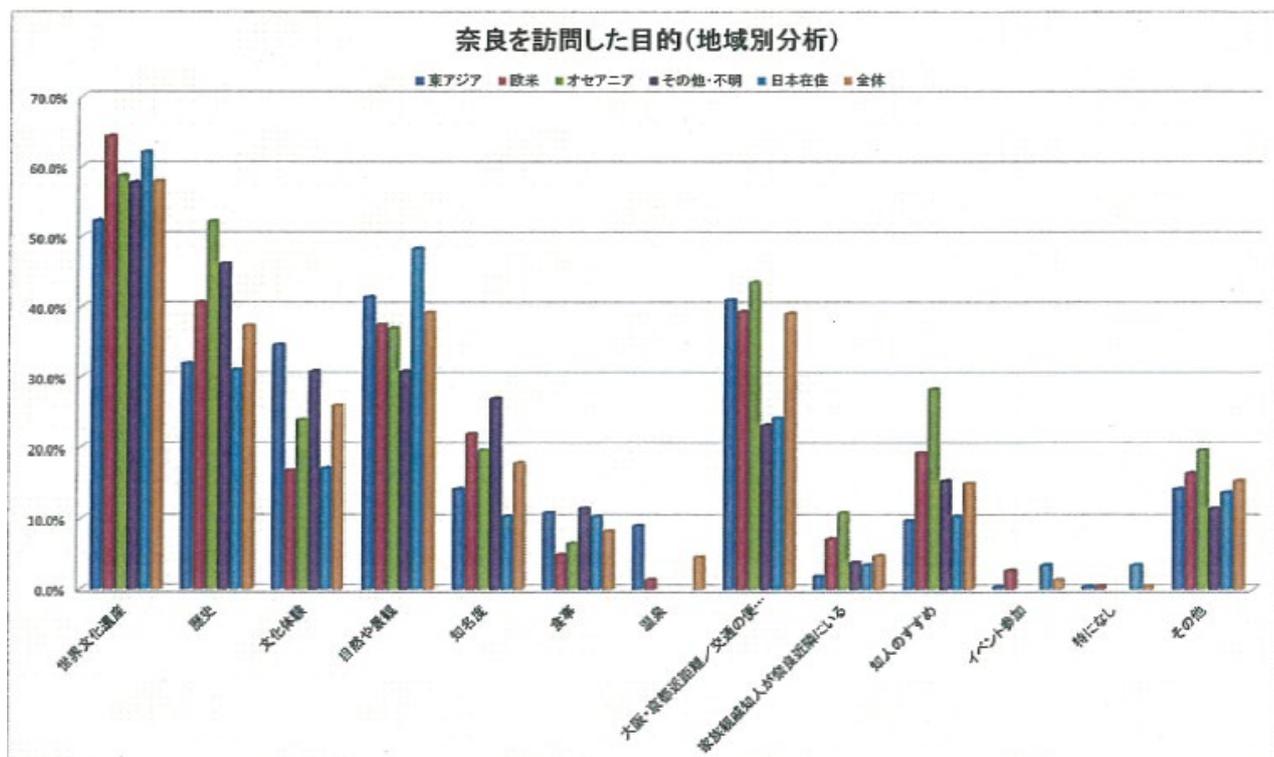


図3 奈良県を訪問した目的

出典：平成24年奈良県外国人観光客実態調査結果報告書

## 3) 奈良県内の訪問先

奈良県内における訪問先では、東大寺、奈良公園、春日大社、興福寺などが多く、奈良市内が多くを占めている。吉野など奈良県南部の割合は低い。

表2 奈良県内の訪問先

	東アジア	欧米	オセアニア	その他	日本在住	全体
東大寺(大仏)	255	215	44	26	27	567
奈良公園(鹿)	204	197	36	19	21	477
春日大社	107	117	23	14	10	271
庭園(依水園・吉城園)	21	59	8	8	2	98
奈良国立博物館	30	21	7	5	1	64
興福寺	74	125	26	13	14	252
ならまち	32	35	8	4	2	81
平城宮跡	11	5	5	3	2	26
薬師寺	18	15	4	2	2	41
唐招提寺	18	26	13	3	1	61
法隆寺	19	20	5	2	2	48
長谷寺	2	3	1	0	0	6
吉野	6	2	3	0	0	11
飛鳥	5	5	0	1	1	12
その他	10	19	5	1	1	36

出典：同上

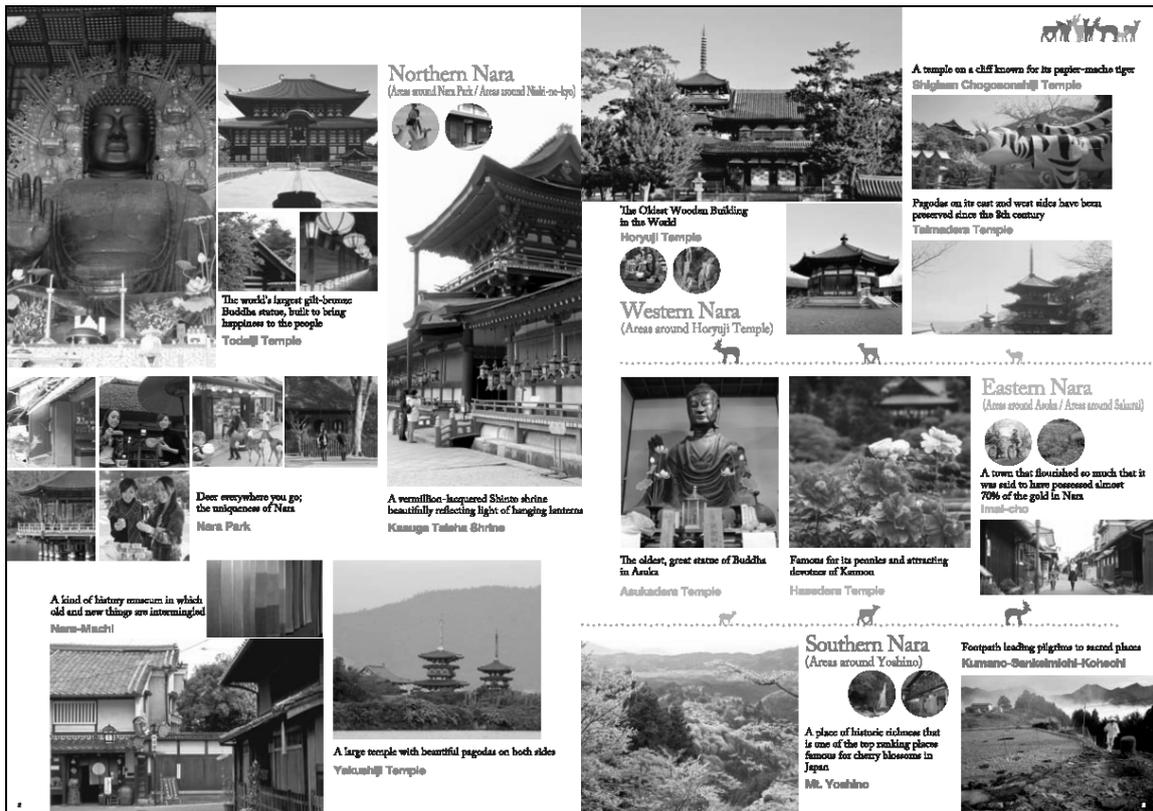
## (2) 奈良県における国際観光に関する取り組み

奈良県では、外国人観光客の誘致促進に向けて、観光庁のビジット・ジャパン地方連携事業を積極的に活用した外国人観光客誘致事業を実施している。

平成 23 年度には、従来のプロモーション市場である「中国」、「韓国」、「台湾」に加えて、「香港」、「フランス」市場にも新たなプロモーションを開始した。

また、パンフレット類のリニューアルやホームページのリニューアル、各国向けのガイドブック、各国ごとのポスターなどを作成し、奈良の魅力の PR を行っている。

平成 24 年度は、中国人観光客に対し、宿泊滞在により数次査証の発給が可能になる沖縄県等との新たな連携のもと、効率的・効果的なプロモーション活動を実施している。



奈良県の外国人向けパンフレット（英語版）

## 2. 大台ヶ原における多言語化の取り組みの方向性

大台ヶ原においては、外国人利用者の比率は、現時点では低いが、外国人観光客にとって、日本の自然環境への関心は高く、大台ヶ原の自然環境を活かした誘致の取り組みが求められる。

そのための基盤づくりとして、以下のような多言語化について検討を進める。

- ・ 標識の外国語併記による改善
- ・ 外国語版パンフレットの作成・配布
- ・ 外国語版ホームページの作成
- ・ ビジターセンターにおける展示等の外国語併記による改善
- ・ ビジターセンターにおける外国語による窓口対応

### 3. 多言語化の事例

#### (1) 吉野・大峯地域における多言語化の取り組み

**The river of heaven Tenkawa Village**  
Rich in history, natural beauty, clean water, and hot springs

**Getting to Tenkawa**

**By train or bus**  
From Kyoto (Tokyo) → Change train at Kashihara/Jinginsai Station → Tenkawa Station (15 min)  
From Osaka → Change train at Kashihara/Jinginsai Station → Tenkawa Station (15 min)  
From Kyoto or Nara → Take Route 168 to Tenkawa via the Minami-Hanwa Road. It takes from 10 to 15 and a half hours to reach Kawai in Tenkawa from Osaka.

**By car**  
From Osaka → Take Route 168 to Tenkawa via the Minami-Hanwa Road. It takes from 10 to 15 and a half hours to reach Kawai in Tenkawa from Osaka.

**From Kyoto or Nara**  
Take Route 168 to Tenkawa via the Minami-Hanwa Expressway. It takes about two hours to reach Kawai in Tenkawa from Nara.

**From Kashihara/Jinginsai or Asuka**  
About 1 hr.

**Travel tips to local residents**  
From Kawai, Tenkawa (Tenkawa Visitor Center) to...  
→ Tenkawa Onsen (2.5 km) 5 min by car or 45 min on foot  
→ Tenkawa Shrine (2.4 km) 5 min by car or 45 min on foot  
→ Tenkawa Shrine (2.4 km) 5 min by car or 45 min on foot  
→ Tenkawa Shrine (2.4 km) 5 min by car or 45 min on foot

**Accommodations**  
Visitors to Tenkawa can take advantage of a variety of accommodations, ranging from traditional Japanese-style housing guest rooms with outdoor baths to guesthouses and campgrounds.

**Tenkawa Event Information**

**Local Cuisine and Specialty Products**  
When the water tastes great, everything tastes great!  
Tenkawa's mineral water, rich in calcium and magnesium, is used in a variety of local dishes, including miso soup, tempura, and more.

Once you've been here, your heart will keep coming back.

## The river of heaven Tenkawa Village

**The World Heritage Omine-okugake Road Sacred Site Yoshino Omine**  
A spiritual road to pray for the peace of the world.

**Mt. Omine, a sacred peak where history and mystery converge**  
It is said that Mt. Omine, which is also known as "Heaven's Peak," was first visited in religious practice 1,300 years ago by Enryō-ōji (later known as Enryō-ōji), who later became the founder of Shingon. At the peak of Mt. Omine stands Omine-ōji Temple. The temple stands on a site that is believed to be the site of the first temple in the region.

**Mitsuri Canyon**  
The Japanese landscape of Mitsuri Canyon captures the essence of Tenkawa, which is renowned for its waterfalls and hot springs. The canyon is a beautiful sight, with its emerald-green pools and rugged cliffs. The waterfalls are a sight to behold, and the hot springs are a perfect spot to relax and enjoy the view.

天川村による英語版パンフレット

#### (2) その他の取り組み例

##### 1) 標識等の多言語化 (英語・中国語・韓国語併記)

ここは **本七合目** (標高3,200m)  
Here is **Old 7th Sta.** (Altitude 3,200m)  
这里是 **本七合目** (海拔3,200米)  
여기저 **본칠합목** (해발고도 3,200m)

← **見晴館**  
Miharashikan Hut  
貝晴館  
미하라시칸

← **富士山山頂**  
Mt. Fuji Summit  
富士山山頂  
후지산 정상

← **八合目** / **下江戸屋**  
8th Station / Shita-edoya Hut  
八合目 / 下江戸屋  
하차고대 / 서하에도야

**・足元注意**

**足元注意**  
Whatch your Step  
小心行走 / 會驚 주의

**・落石注意**

**落石注意**  
Falling Rocks  
落石危險 / 낙석위험

**・道迷い防止**

**道迷い注意**  
Don't lose the Trail  
道迷注意  
길을 헤매지 말고

**・スリッ注意**

**スリッ注意**  
Slippery Surface  
滑方面注意 / 會驚 주의

**・歩道から外れない**

**歩道から外れない**  
Stay on Trail  
歩道外歩道禁  
보도외안 걸어서주세요

**・道迷い防止(併用区間)**

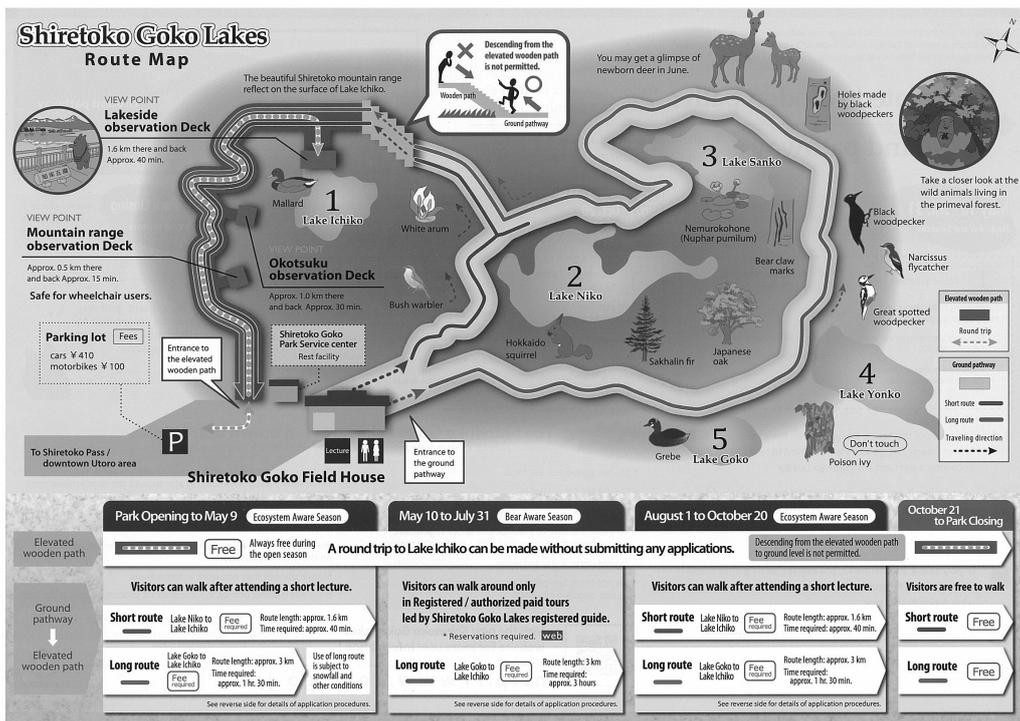
**道迷い注意**  
Don't lose the Trail  
道迷注意  
길을 헤매지 말고

案内標識

注意標識

出典：富士山標識関係者連絡協議会「富士山における標識類総合ガイドライン」(平成22年3月)

## 2) パンフレット等の多言語化



### 知床五湖利用調整地区の英文チラシ

## 3. 大台ヶ原における多言語化の状況

### (1) 東大台における標識等の多言語化の状況

東大台では、案内標識（左下）や注意標識等については、地名等の英語併記が行われている。



案内標識（英語併記）



注意標識（英語併記）

自然に関する解説標識や自然再生に関する説明については、英語等による表示は行われていない。



自然解説標識



自然再生事業の説明標識

## (2) 西大台における標識等の多言語化の状況

西大台でも、案内標識の地名について英語の併記が行われているが（左下）、日本語標記のみの標識（右下）も多い。



案内標識（英語併記）



案内標識（日本語のみ）